

令和4年3月15日（火曜日）

（会議第5日目）

応招議員

1 番	中 島 一 郎	3 番	浅 野 修 一		
4 番	宮 川 徳 光	5 番	濱 村 美 香	6 番	山 本 久 夫
7 番	矢 野 依 伸	8 番	矢 野 昭 三	9 番	山 崎 正 男
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	宮 地 葉 子	12 番	小 永 正 裕
13 番	澳 本 哲 也	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

2 番 池 内 弘 道

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	松 田 春 喜
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	西 村 康 浩
情報防災課長	徳 廣 誠 司	住 民 課 長	宮 川 智 明
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	川 村 雅 志
まちづくり課長	金 子 伸	産業推進室長	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 和 彦
建 設 課 長	森 田 貞 男	教 育 課 長	畦 地 和 也
教 育 次 長	藤 本 浩 之	教 育 次 長	橋 田 麻 紀
会 計 管 理 者	小 橋 智恵美		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 本 陽 美

令和4年3月第22回黒潮町議会定例会

議事日程第5号

令和4年3月15日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：9番から11番まで）

議 事 の 経 過

令和4年3月15日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

池内弘道君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮川徳光君。

4 番（宮川徳光君）

おはようございます。

では、通告書に基づきまして、一般質問を致します。

今回は2問を質問致します。

まず、1問目の公共交通についてです。

この公共交通についての質問はですね、私は平成23年から議員にならさせていただいておるんですが、その年の12月に、この関連の質問をしております。それから3度ほど質問させていただいて、近年は先輩議員も質問をさせていただいております。

ということで、通告書に基づきまして、当町の公共交通のバス便のうち、枝線については順次デマンドバスを導入してきている。この状況下、以下を問うとしております。

まず、カッコ1としまして、近年の公共交通の年間利用者数と運行費補助金の状況は、としております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

おはようございます。

宮川議員の、公共交通の年間利用者数と、運行費補助金の状況につきましてお答えを致します。

まず、利用者数につきましては、路線バスの事業年度は10月から9月までとなっております、令和3年度の実績、令和2年10月から令和3年9月までは全体で1万285人となっており、前年比643人減となっております。利用者数につきましては年々減少しておりますが、ここ1、2年は新型コロナウイルス感染症の影響もでございます。

次に、運行補助金につきましては、令和3年度は9路線プラス、デマンドバス2エリア分の2,550万2,000円となっております、前年比159万4,272円の減となっております。

この運行補助金学の減額の主な要因と致しましては、かきせデマンドバスが実証運行から本格運行になったことによりまして国庫補助の対象となり、国庫補助金が増額となったためでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

私は質問として近年のという問い掛けをしておりましたが、答弁は、これ令和 2 年から 3 年にかけての 1 年間のということで。

もう少しさかのぼった数字が、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

まず、利用状況につきましてですけれども、平成 30 年、2018 年度ですけれども、利用者数は 1 万 6,198 人。続きまして 2019 年度、令和元年となりますけれども、1 万 5,406 人。そして令和 2 年度、2020 年度が 1 万 928 人で、令和 3 年度、先ほど申しました 1 万 285 名となっております。

続きまして、運行補助金の方ですけれども、まず、平成 30 年、2018 年度につきましては 3,656 万 5,958 円。令和元年度になりますけれども、3,371 万 5,422 円。令和 2 年度、2,709 万 6,272 円。そして、先ほど申しました令和 3 年度が 2,550 万 2,000 円となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

私の、何いいますか近年という言葉に対する勘違いかもしれませんけども、私からすれば、問いに対する答えが返ってきたような気がします。

先ほど、その 23 年の 12 月に初っぱなの質問をしたと私申し上げましたけども、そのときの直近の 6 年間の利用者数と運行費補助金の表いいますか、一覧表がありまして、利用者数が右肩下がりで下がってきておる中で補助金がやや右肩上がりといえますか。ややではないですね、額ではかなり増加しておりますが。例えば平成 22 年度で言いますと、利用者数が 1 万 7,478 人に対しまして補助金が 4,174 万円となっております、これからいくと、利用者数は近年 4 年分を今教えていただいたんですが、徐々に下がっており、補助金も徐々に下がってきておるというふうに見受けられました。

この補助金下がってきているというのは、利用者の数が減ることによって全体的な事業の枠が縮小されてきているというふうに、どういうふうに捉えているのでしょうか。

お聞かせください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

この利用者数が減りながら、また、補助金の方も減っていくということでございますけれども、これにつきましては、利用者数というところに直接関係するというよりは、まず先ほど申しました、

例えばかきせエリアデマンドバスの方ですけれども、最初、実証運行ということで運行しておりました。それが今回、本格運行に変わっておりますのでそこで補助金が、まず、国の方の補助金がついたということになります。まず、それが一つの要因です。

それからまた、路線によってですね、国の補助対象となる要件がございます。例えば、一便当たり2名以上の乗車でありますとか、数点要件があります。それに、補助対象として乗ったという路線が出たということ。

それから、またもう一つがですね、前回コロナ助成金等によりまして営業外収入も入ったということも含めまして、全体の総額の中から国庫補助の方が増えた関係で町の補助金の方が少し減っていくというような現象となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

分かりました。

あと、今ちょっと触れていただきましたけども、町の持ち出し分、そういったものがもちろんつかんでると思いますが、近年この4年ぐらいのわたっての町の持ち出し的なことが分かれば教えてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

先ほど申しました、ずうっと年度で発表させていただいたのが町の持ち出し分になります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

いろいろと認識不足で、申し訳ないです。

では、カッコ2の方へいきます。

デマンドバスの導入状況と利用状況、および、このデマンドバスやその他の交通手段の今後の展開は、としております。

答弁、お願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮川議員の、デマンドバスの導入状況等につきましてお答えを致します。

デマンド型のバスにつきましては、平成25年5月に北郷加持エリア、令和2年10月にかきせエリアで運行を開始しております。

利用状況につきましては、令和2年10月から令和3年9月までの利用者数は、北郷加持エリアで912名、かきせエリアで163名となっております。両エリアともに登録制ということもございます

が、ある一定限られた方にしか利用されていないという状況でございまして、利用者数は伸び悩んでいる状況でございます。

まだまだ自分で車を運転できる、家族が運転できるといった方が多いことが、利用者数が伸び悩んでいる理由の一つであると思われますが、今後の運転に不安を感じておられる方や、免許返納される方が増えていくと推測されますので、利用率の向上を図るため、運行時間の見直しや乗り方教室の開催、分かりやすい公共交通情報の発信など、さまざまな取り組みを推進していく必要があると考えております。

今後の公共交通の取り組みにつきましては、今年度新たに策定致します地域公共交通計画に基づき、取り組みを進めていくことになります。これまで当町の公共交通は、平成22年に策定された黒潮町地域公共交通総合連携計画に基づき、将来にわたり持続可能な公共交通を目指して取り組みを進めてまいりました。これまでに北郷加持エリアおよびかきせエリアのデマンド化や、川奥佐賀線、いわゆる対岸町道線など整備できたものもございますが、湊川地区および蜷川地区へのデマンドバス導入や、入野地区の市街地交通につきましては、運転手不足や事業所および地域との調整等の課題によりまして、整備することができていない状況でございます。

今年度策定致します地域公共交通計画では、これまでのバスやタクシーといった既存の公共交通だけではなく、必要に応じスクールバスや福祉輸送、病院などの民間事業者による送迎サービスといった地域のさまざまな移動手段につきまして最大限活用する取り組みを盛り組むことで、持続可能な移動手段を確保するといったことが求められております。

また、キャッシュレス化や拠点施設などへのWi-Fiの整備、さらには自動運転などの最新の技術を最大限活用して、地域の住民はもとより外国人旅行者も含めた幅広い利用者にとって使いやすい移動手段が提供されることも期待されております。

本計画の策定に当たりましては、できるだけ多くの地域に訪問し、住民の皆さまに直接ご意見をお聞きするとともに、学校やバス事業者などへのアンケート調査を行うなど、現状を把握することに努め、その上で課題や要望を整理し、今後の取り組みの理念や方針を定め、具体的な取り組みについて記載するようにしております。本計画に基づく取り組みを通じまして、地域や関係機関とより緊密な関係性を構築し、持続可能な公共交通を確立するとともに、より良いまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

理念的なことは、かなり詳しく説明をいただきました。というふうに、私感じておりますが。

具体的なその町内、例えばデマンドバスなり他の交通手段を広げていく、何年度にどういったことをするとかいったことがちょっと薄かったように感じますが。

私の聞き漏らしかもしれませんけども、分かっておれば再度お願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

先ほど説明申し上げましたが、今年度、地域公共交通計画というものを作っております。もうすぐ出来上がる予定になっておりますので、今ここであまり具体的なことは言えませんが、この計画期間が令和4年から令和8年、5カ年でやっていくというような計画を今、立てております。

その中で、一応来年ですね、やっていきたいというふうに考えておる取り組みと致しまして、湊川、それから蜷川地区の路線編成、再編につきましては、このデマンドバスということだけではなく、あらゆる手段のことも含めまして地域と一緒に考えながら協議を来年度して、どういうふうに変えていくのかというようなことを取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、分かりやすい公共交通情報の発信、そしてバス標識の更新ということで、少し予算の方も計上させていただいておりますけれども、時刻表の冊子をしっかり分かるものにしていく。そして、町のホームページ等で町内の交通情報がしっかりと分かりやすくなるというようなこと。で、今現在、古いバス停の標識につきましては、より見やすいもの、少し大きめのものに変えていくといったようなことは進めてまいりたいと思っております。

それから、地区との意見交換の機会や乗り方教室の開催というものも、来年も進めていきたいというふうに考えております。それが当面、ほかにも少しありますけれども、そういったことを具体的に進めてまいりたいと思っております。

その後は、順次、先ほど言いましたいろんな路線につきましては、地域と話し合いを持ちながら時刻の編成でありますとか見直し、それから地域の声に合わせた公共交通の導入といったことも併せてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

若干、後先になるかもしれませんが、私が26年の9月にデマンドバスの展開はとして一般質問させていただいたときに、当時の町長から、全町域の直営のデマンドの交渉も持っている、という回答がありましたけども。

これについて、どうふうになってるか教えてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問にお答え致します。

まず、デマンドバスですけれども、ここ数年で整備をしていくということでお答えもしながら、それに向けて取り組んでまいりましたが、運転手不足、ドライバー不足といったこと、それから事業所との調整等もありまして、なかなか前に進まなかったということもございます。

その中で、デマンドバスを始めて数年たちました。デマンドバスの利用につきましても、メリットだけではなくてデメリットということも少し皆さんの声から出てきましたので、そういったことも含めまして、このままではデマンドバス全域にというか今の状態では難しいということもございまして、今回の計画の見直しによりましてやれる方法、より皆さんが利用しやすい方法ということで、今、計画の中で考えております。

従いまして、デマンドバスにつきましてはこれから、一つの方法としてはデマンドバスという方

式を考えてはいきますけれども、それ以外の方式も含めまして取り組んでいき、全域の中でより乗りやすい形というような形で方向性を定め、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

デマンドバスだけでなくですね、ほかのいろんな交通手段、高知県下だけではなく、これは全国的にいろんな方法で移動手段を確保していただいております。先ほどの直営といったのも、かなり導入されておるところも見受けられるというふうに思っております。

令和2年の12月の先輩議員のデマンドバスに対する質問の中で、今ちらっと出てきましたけども運転手が不足ということで、事業が進まないというような言葉があったように私は聞きまして、すごいこう頭の中に引っ掛かっておるわけですよ。何いいますか、補助金を毎年大きな額をつぎ込んで、その今までのバス会社に対する補助をしてきたにもかかわらず、運転手がバス会社に少なくなったからという理由が、その今までやってきたことを考えたらですね、すごいこう何か、ちょっと言葉があれですが、持っていきようがないような言葉に聞こえたんで、さっきの直営ということにも影響したわけですけども。

それと、動きが23年、22年ぐらいから始まっとなるということなんですけど、すごい遅い、すごいとは言いませんけど遅く感じるものがあって、でも最終段階にきたこの時点で、その運転手がというような言葉で片付けられるのはすごい、何をやってきたのかなというふうなところもありまして。

そういったところも含めて、こう解決策、4年から8年にかけて新たな交通手段も含めて考えていくということだったんですけども、もう少し希望の持てる計画なりを聞かせていただければ。

何かありましたら、よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問にお答え致します。

今、希望の持てる計画ということでございますが、決して、まあかなり厳しい状況ではございます。ドライバー不足につきましても、うちだけの町内の問題ではなく、県下全国の問題となっております。事業所の皆さまもしっかりと募集を掛けていただき、しかもその、例えば免許に対して助成をしていただけたら、いろんなこともずっと検討していただいております。

また、町としまして、事業所の方とも緊密に連絡を取りながら、このドライバー不足の解決に向けてはどういう手法がいいのかとか、あと移住の方に声を掛けるとか、いろんな手法で今呼び掛けをしてるところでございます。ただ、なかなかその中でもドライバーを希望される方がほんとに少なく、なかなかちょっと増えていかないというところが現状でございます。

その中で、ただドライバー不足ですので全てできませんということではなく、今後、先ほど申しました今回の計画で、今ある資源の中でより皆さんが使いやすい方法ということで、今、昨年いろんな地域に入りながら、実際使っている方の声を聞かせていただきました。その中で回数的问题がありますとか、そういうことも伺いました。その中で、より皆さんが現実に使ってる皆さんが使い

やすい方法ということで、そういうことをカバーしていきたいというふうにも考えておりますし、国の方も、いろいろと手だての方も考えていております。また県の方も、いろんな手だてを今考えている最中で、まだ具体的にこれということではございませんけれども、新しい機械、デジタル化も含めまして、よりそういったことがカバーできる計画にしていきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

どうも。

町長にちょっとお伺いしますけども。

確認になりますが、先ほど私、26 年 9 月の一般質問で前町長から、全町域の直営のデマンド構想を持ってるという答弁がありましたが、これは同じように持っているということでよろしいでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

平成 26 年、今から 6 年ぐらい前、もっと前ですね。8 年ぐらい前ですかね。当時の大西町長が、そういう全地域のデマンドについても検討するという回答をしてと思いますけれど、現在まとめております、令和 4 年から令和 8 年にかかる 5 年間の地域公共交通計画、ここ 1 年間かけてこの計画づくりをしてきたわけでございますけど。その検討の中で、やはりデマンドのデメリットも明らかになってきておりまして。

私の考え方としては、地域全体をデマンドでカバーしていくという発想は持ってなくて、少し広域計画によって前町長の方針等を少し修正していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

こういった大きな方針の変更、変換といったものにつきましては、一般質問の答弁というのは重要なものと私は認識しておりますので、前町長が持っていたけど私は持っていないというような個人的な話ではないと思いますんで、持っているという言葉の重みですね。そういったもんについて、あんまり軽々しいと受け止められるような発言はちょっと厳しいのかなというふうにも思います。

ということで 1 問目は終わりました、2 問目、町づくりについての質問を致します。

当町では、高規格道路の延伸に伴う残土を活用した本庁舎東側への高台整備計画が進んでいます。

この高規格道路の構造について、先日、今年の 1 月 22 日だったと思いますが、早咲地区の役員会にて、国土交通省より概要説明がありました。その中で、当地区の山側の平地区間については当初の盛り土による整備計画を、缶詰製作所の東側から以東、東の部分ですね。以東部分は地質により

高架構造に変更するが、缶詰製作所の東側から西側の山手間は盛り土計画のままとなっていました。

この状況下、以下を問うとしております。

まず1番としまして、缶詰製作所東側から西側の山手間、この間を盛り土計画から高架にすると、既存の田畑などの失われる面積も大幅に減少すると考えるが、町の考えはとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ1の、早咲地区における高規格道路の構造についてお答えを致します。

高規格道路の設計に関しましては、議員ご質問のとおり、現在の缶詰工場より東側の一部区間におきましては周辺一体の地質状況を調査した上で、大規模地震時に液状化が発生する可能性などから高架橋構造として検討されている旨を、国土交通省よりお聞きをしております。

しかし、一般的に高規格道路の設計におきましては、経済性や施工性はもちろんでございますが、道路事業全体の土工バランスを考慮して、切土、盛り土量になるべく調整をされますよう構造を決定されており、現地盤より高い位置に道路ができる場合は盛り土構造となることが基本でございます。また、買収範囲の縮小や景観面を考慮して構造を変更することは基本的にはない旨を、国土交通省よりお聞きをしているところでございます。

黒潮町としましては、耕作者を含め、事業により影響を受ける関係者のご意見等もお伺いしながら、今後の事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今の答弁の中で、国交省の考え方などに触れていただきましたが。

私もその地区の役員会に出席してた関係で、ちょっとその部分を高架にする方がいいんじゃないかという意味合いで質問を致しましたところ、やっぱり経済的。その盛り土の方が経済的。具体的なちっとした表現ではありませんでしたけどもそういったニュアンスの答弁でしたので、今の答弁と合致するかなというふうに思って聞いておりました。その上での、これは質問をしてるわけで。

2番の方へいきます。

今の状況を踏まえた上でですね、ちょっと考えていただきたいと思つての質問です。

上記区間を高架にすると、町の景観も良くなるし、残土の有効活用でさらなる高台整備計画が進むと考えるが、町の考えはとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ2の、高架構造への変更と残土の有効活用についてお答えを致します。

先ほどの答弁と重複する点もございますが、ご了承お願い致します。

一般的に、道路構造の設計におきましては盛り土および切土による構造を基本とされております。また、既に供用されております高規格道路を例に申し上げますと、のり面の土羽には植生緑化を講

じるなど、なるべく景観面に配慮した対策が取られております。

今後、国土交通省により地区住民を対象とした設計説明会が開催されるものと伺っておりますので、住民の皆さまのご意見等をお伺いしながら、可能な範囲で必要とされる環境対策等を実施されるよう協議をしてみたいと考えております。

また、本庁舎東側の高台整備計画につきましては現在検討を進めているところでございますが、想定をされます高台造成に必要な土量につきましては、高規格道路工事の発生土において十分確保が可能である旨を、国土交通省に確認を致しております。

なお、今後も発生土砂の有効活用に関しては、必要に応じて国土交通省との協議調整を行ってまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

私のカッコ 2 での問い掛けというのは、町の考えを聞いたわけですが、景観の部分でも、共に町の考え的なところはちょっと薄かったかなというふうにも感じました。

例えばですね、その今の私の取り上げている区間を山側、加持方面から見ると、今までは全て、川の部分はちょっと違いますけど、全てを盛り土にして海側の景色が見えなくなるような構造だったわけで、逆に国道を走られてる方も山側の景色が見えなくなる。そういった盛り土の構造による高規格道路というのは、東日本大震災の被災地にも私どもは何回か行かさせていただいてですね、その盛り土による高規格道路が津波をせき止める働きがあったというようなことも聞いておりますので、そういった面で仕方がないのかなあというふうに、最初の計画を見せてもらったときに私は思ったのですが。それを半分高架にするのであれば、その、何いいますか防波堤的な役目は果たさなくなるわけで。そういったことがある上に、山側から見れば片一方が、半分为盛り土で半分がというような、非常に景観的にはよろしくないように私は感じます。そこのあたりの感覚面を、まず一つは問うております。

それから、高台整備についてはですね、今の計画で、例えば庁舎の東側の高台整備に係る盛り土は十分であるというように取ったのですが。それ以外にですよ、その今言っている盛り土の部分の土をどっかに活用する所が、私はあるのではないかなという質問なのですが。

その点について、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

議員ご質問の盛り土構造でございますけど、答弁でも少し触れましたけど、どうしてもその橋梁となると、高架橋になりますと事業費も大きくなります。それと、先ほど言いました、今回、この佐賀大方道路、トンネルも複数ありまして、その発生土のこともありますので、なるべく盛り土構造も採用しております。

盛り土構造のメリットとしましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、津波時の一時避難場所、そこ駆け上がってということもあります。東北の方の事例もそうでございますけど。ということで、盛り土構造が可能な所、先ほど言った高架橋は、あくまで液状化が懸念されるという

ことがあって変更をさせていただくようなことを伺っておりますので。

それから2つ目として、ここの庁舎東側の高台盛り土のほかにもいろんな活用がないかということでございましたけど。そのことにつきましては、町としましてもこの発生土をなるべく活用するようにしたいという考え方は持っております。当然、この高台への造成、ここの庁舎横の分だけで充足率は100パーセントではございませんので、そのほか可能な所につきましてはまたそういう宅地造成等、いろいろまたその工事用地とか、いろんな面に活用できたらいいかなと考えております。

ただし、盛り土をする場合にやはり気を付けていかないことは、その盛り土の場所によって下流に人家があり農地がありとか、もろもろの条件があって、それをするによってまた影響が出ていけませんので、その付近は慎重に検討してですね、またその有効活用に持っていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

ちょっと町長にお伺いしますが。

今のちょっと町長にというのは、先ほどの公共交通についても最後の方に同じような言葉を発しましたが、この公共交通についてなり、このまちづくりについても大きな、伺いますか。まちづくりなんで大きな視点の話も、まずあるべきだと思います。ですので、方向性的なものは町長に答えていただいて、細かく、何というか数値的なものについては課長なりが補足説明をするような形であつたらいいのになあというふうに思いながら質問をしておりますが。

そういった意味で最後になりますけども、その景観ということと、その失われる、これは1番ですのでちょっとごめんなさい、戻れませんか。有効活用についても、何かもう国交省がやっていることだから、というような印象が強いわけですよ。中でも、地区の住民と検討していく。この先の国交省がルートを住民にお示ししたのは平成29年だったと思うんですが、そのときに私12月に、盛り土を計画しておるが津波への影響は大丈夫か、というような意味合いの一般質問をしました。その中で、津波の影響は現状不明ということやったんですが、今後の予定として、測量詳細設計に入っていって道路構造等についても地元と協議をするというような答弁でした。そういったことは通常の流れだと思うんですが。

これは、その今でないとできないチャンス、残土の利用ですね。それから景観の保全とかいったもの、今でないと守れないと思います。そういった意味で質問をしておりますが。

町長のちょっとお考えをお聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

幾つかの質問が出たと思っておりますけど、まず、町全体の景観の考え方、そして高規格道路との関係。それについて私の考え方をまず申し上げます。

この高規格道路西への四国横断道路ですけれど、この計画はもう現在進んでいるわけでございますけれど、当町の願いでもありましたし、幡多広域の願いでもございまして。この中で、黒潮町のこれまで育んできた取り組み、入野松原とか、長く連なる砂浜とか、そして佐賀のカツオ文化、そ

ういうものを生かした景観と、そしてこの新たに国の事業で入ってくる高規格道路の、うまく調和した風景づくり、そういうものが今後、非常に大事であるというふうにまず思っております。

当然、さまざまな具体的な事業のときに、町は町なりの意見は申し上げますけれど、ただ、基本的にこの事業は国の事業でございます。そして、先ほど課長が申しましたように、国の方も一定の事業推進において基本の方針を持っております。景観優先じゃなくて事業の費用対効果とか、そういうことを踏まえて事業を進めておりますので、全て町の思いどおりになるということはなかなかできません。

そういう中で事業を進めていくわけでございますけれど、一つ具体的な質問の中に、平成29年、説明を受けたときに宮川議員が、津波のことは大丈夫かというご質問をされてたということでございますけれど。この件につきましてはその後、国の方でもシミュレーションをやっております、このことは令和元年11月15日の早咲地区の集会所で、津波のシミュレーションしても、この高規格道路によるタワー周辺の浸水深には影響はないという説明を既にされているところでございます。

そして、だけど早咲の東の方、加持川沿いの所を高架橋にした理由は、やはり先ほど課長が説明しましたように、そちらが沼地、非常に地盤が悪いいうて液状化対策のために高架橋にしてきたというふうな事情でございます。いずれにとっても景観優先じゃなくて、工事の整備上の、構造上の問題であったり、あるいは費用対効果であったりいうところで事業は進んでおります。

今後、ずうっと全町的にこの高規格道路の事業は進んでいくわけでございますけれど、可能な限りの、緑地化とかいろんなご意見は申し上げますけれど、基本的な事業の方針は国の方にやっばり任していくしかないかなと思っております。

それから、残土処理、残土の発生土ですね、高規格道路によって、工事によって発生する土地、土の利用。まさしく役場の東側の住宅地増成がその一つの大きな事例であるわけでございますけれど、まだまだこの埋め立ての土だけでは残土が処理できない状況だと思っております。従いまして、そのほか発生する土につきましては何らかの置き場ですね、処理方法を考えていかなければならないのが国の責任であって、町の責任でもあるわけでございますけれど。それはできるだけ有効活用をしなければいけないと思っておりますけれど、今のところはその置き場所、住民の皆さんのご協力をもらってどういう所に置いていくかをこれから検討しなければいけない状況でございます。できるだけ有効利用できるようにするべきだとは、当然思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

国の事業でありますので、国の方針というものを尊重するというのが根底にあったように聞き取れます。もちろん、それが当たり前といえば当たり前なんですが。

その伺いますか、さっき言いましたように今声を挙げなければならない。チャンスの期間は短いと思ひまして、先ほど、今の答弁の中にもまだ残土処理が、全ての残土の処置場が確保できていないというようなお話もありましたんで、そういうことがあるならば、よりその今の盛り土の所の土も合わせて何かに活用できるんじゃないかなというふうに、私は取りました。

それと、景観の部分の伺いますか、そこの半分が、盛り土の半分が高架になったときの景観をどう思うかということについては触れてもらえなかったような気がするんですが。

私の聞き漏らしだったかもしれませんが、再確認します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、答弁が少しその不十分だった件について、お答えしていきたいと思います。

まず、先ほどの理由で液状化防止のための高架、数百メートルあると思うんですけど。その部分につきましては、景観的には私はやはり良くなるんじゃないかと。景色的にはですね。

ただ、津波の防ぐ、いわゆる東北でやったような防ぐ機能は、そこでは落ちるかなと思っています。

ただ、土でやった場合の景観との差というのはですね、まだ現地の方でしっかり、イメージしか今持っていないので、国交省の方もしっかりとそのへんは考えてやっていただけたらと思っています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

この質問の基本として、先の国交省の説明で、その区間の半分より若干大きいぐらいの所が、下が砂であるために持たないんで、経済的な理由で高架にする。あとの半分は、これも経済的とか、その残土の処理場がないんでということで残す。その状態をどういうふうに感じるかということ問うているわけですよ。

再度、答弁願います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

私の今の思ってるイメージでございますけれど、盛り土だけでやった場合と、それから一部共架になったときの景観の差、じゃないですか。

（宮川議員から「半分、半分になった今の状態が決まったんで、その状態をどう思うか」との発言あり）

はい、分かりました。

その状態は、景観がですね、盛り土だけでやったのと比べて悪くなるとは思ってません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

私の質問とかみ合わないような気がします。

私は、半分以上が高架でないと対応できないということで高架にしました。で、まだ半分近くの所が盛り土で残るんで、もう景観上のことを考えてその部分も高架にしていいただきたらということでの質問をしようわけなんで、その点は外さないでいただきたいと思いますが。

そういった意味の景観を、再度答弁願います。

議長（小松孝年君）

もう一回、質問をしてください。

もっと分かりやすく質問をお願いします。

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

すいません、言葉が足らなかったようで。

現状の計画が、半分以上が高架になる。もうこれは動かないことだと、私は思っています。だけでも、半分近くのまだ盛り土の部分が残るわけで、何か景観を、田んぼいいですか田畑の中でそんな構造を何のためにというふうなところから始まっておりまして、もう景観上で言えば全て高架にした方が、山側から見ても前の海側の景色がすっきりとして見えるのではないかなあ。で、その土もどっかの谷なりを埋めてもらったということでは始まってますが。

その半分盛り土で残しちゃった方がいいのか、全部高架にした方がその景観上いいのかという、その差をどう考えますかということです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、基本的に国の事業ですよ。国の事業ですから、国は先ほど森田建設課長がお答えしたように、景観を憂慮して工事はしないという基本的な考え方を持ってます。そういう基本の上でのお答になりますけれど。

私の、もともと国の方は盛り土の構造が基本で、途中までは液状化のために共架、そして半々になってしまった。それに対して、全部高架でやった方が景色がいいと思うんじゃないか、というようなご質問じゃないかと思うんですけど。私はそれほど、全て高架にする景色にこだわっている状況ではございません。決して、そのことによって町の景観が大きく損なわれるというふうには感じておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

答弁いただきましたんで、もうこれ以上は申し上げませんが。

先いいますか、この庁舎東側の埋め立ての件を私一般質問させてもらったときにちらっと触れましたが、それが昨日、中島議員の参考資料として佐賀地区の上灘山の残土処理場等についていうことで写真が載っております。これもすごい量の土がトラックで運ばれてきてる状況を見せてもらったこともあります。元へ戻って、この東側の残土による埋め立てのことについて一般質問をしたときに、この残土なんかもう少しくう、何というか、例えば残土の置き場所を考えると、違ったまた景色が生まれてきとったんやないかなというふうなことをちらっと申し上げました。

そういった思いでの一般質問ですので何度も繰り返しますけども、今は決まるまでの住民なんかとのこの検討の時期ですので、より良い方向にまちづくりいいですかそういったもんを持っていっ

ていただきたいとの願いからの質問です。

言葉足らずなところがありまして、多くの時間を割きました。申し訳ありません。

以上で、一般質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10時 09分

再 開 10時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山崎正男君。

9 番（山崎正男君）

それでは、3月の議会のこの年度末に、一般質問をさせていただきます。

1年というものは誠に早くて、この間4月が始まったかと思ったら、早や3月。もう、この我々の年齢になると、この1年の過ぎるのがいかに早いかというのをつくづく感じます。

また、東日本大震災から、早くも11年。この月日も10年を過ぎて、ますます早く感じております。かといって、東日本の方々は、先にも追悼もありましたけれど、いまだにまだ苦しい生活、それから苦しい心境の中で暮らしていることを思うと、私が今回出しているような質問、ますます深みがあるなと思って質問させていただきます。

今回の私の地震津波対策についての質問から、コロナ対策、心配相談についてということで、3点についてお聞き致します。

まず、地震津波対策についてでございますが。

先のトンガの海底火山爆発や日向灘の地震による事件では自然の驚異を思い知らされましたが、いま一度、避難対策の在り方を考える必要があると思うので、今回質問致します。

この間のトンガ、それから日向灘の地震。特に地震のときに、あのときは震度4でありましたけれど、夜間でもありました。そういう中で、果たして自分はいかにとっさに逃げられるかというジレンマを感じたことでしたけれど。あの夜中に起きた、まだ寒い、真っ暗闇で、まあ皆さんが寝て間もないころじゃろうと思いますけれど、とっさの行動が果たして自分は良かったのかどうか、反省するところであります。避難場所さえしっかりしていれば、あのときは飛び出して避難場所に向かったかも分かりません。ただ、情報の中で、あ、何か揺れが1回切りかな、というような形でもありましたし寒い中でしたので、自分をとどめる何らかの要因が感じられました。

そんな中で、人間が、その災害が来たときの直感的な動きができるような状況にする必要があるのではないかということで、次の1番目の、避難場所に簡易ハウスを整備するべきではないか、というようなことを質問させていただきます。我々の町では、着々と避難場所も避難道路もできて、かなりの数が出来上がっておりますけれど、夜中に不意に慌ただしく起こされる、警報が鳴る、注意報が鳴る。こういう状況のときに、そこへ飛び出そうという勇気が出せるような避難の形態であってほしいかなと思います。

で、まず、その考えたときに、避難の場所に雨風、寒さをしのげる、こういうものが要るのでは

ないかというふうに感じてましたので、まず、1点目の質問をさせていただきます。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、避難場所への簡易ハウスの整備についてのご質問にお答えしたいと思います。

避難場所は緊急一時的に使用場所ではありますが、風雨をしのぐ環境対策が必要と考えております。しかしながら、事業費や設置条件等の課題があり、それら避難場所全てに環境を整えることは困難でございます。屋根付きの建物の設置となりますと、建築基準法などの制約もあるため、設置困難な場所が多くあります。

現在、自主防災組織への防災資機材整備への補助事業を展開しているところで、雨風対策としまして、テントの購入等に対して支援をしているところでございます。

山崎議員ご質問の簡易ハウスの整備につきましては、自主防災組織によりビニールハウスの骨組みを利用して整備している事例もございます。

今後につきましても、風雨対策等、一時的な避難場所での過ごし方等について地区と協議の上、避難場所の環境整備について資機材整備の補助等を活用していただき、計画的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

計画的に考えてくれるということですかね。

このハウスといいましても、どのような形態のものがあるのか、これから研究も勉強もせないかなと思いますけれど。まして予算も要りますので、適当に高いものではないかん、適当に安いものでも危ない。ちょうどぼっちりがいいんじゃないかなと思うがですけど。

私の見る目では、白浜地区に自分たちで構えたハウスがあります。ビニールハウス。あ、こういう形態でもいいんじゃないかなということを感じました。ほんで、私ネットでですね、ビニールハウスという視点で見ておりましたら、間口、入り口が5.7メートルで、大体17坪ぐらいの面積で、長さが15メートルぐらいあるがですかね。それで、大体が33万ぐらいのものがありました。それから、安いものは1人、2人が入れるもので2万、3万というものもあります。こういうこともひとつ、その視点の中に入れて考えていただきたいと思います。

それから、各地区がですね、避難場所がその面積がありますよね。少ない面積から多い面積まで。で、それに応じた形態を考えていくべきじゃろうと思いますので、今後、もう少し深くハウスについても考えていっていただきたいので、もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど言いましたように、町の方では、避難場所の環境整備は整えていきたいというふうに考えています。

その中で一つ、やはり整備をしていくに当たっては県の補助がありますので、それを活用して整備をしていきたいというふうに考えています。

一つが、先ほど言いましたように、その資機材に対する整備。それが、県の補助としてございます。もう一つが、その避難所の環境整備するに当たって資機材を整備する。その中で、労務に関しては地区にお願いするけども、資機材を整備する。その2つがあります。

一つは、先ほど言った、割と避難場所としても規模の小さい所は簡易テントというよりは、普通の市販のテント。2、3人のテント等の整備を利用させていただく。

また、もう少し広い所におきましては、先ほど山崎議員が言われましたように、白浜地区でやっようなハウスの骨組み。それに関しては、資機材に対して県の補助が、これも要件があるので全てが全てということではございませんけども、その方法もございます。

そうしたことから、地域の方、また、山崎議員もそうですし自分たちもそうです。環境として避難場所、一時的にしのげる場所なので、全てをかなり対策として打てるかというところと困難な部分はありますけども、できる限り、一時的な避難場所といえどもそこをしのげる環境については整えていきたいというふうに考えていますので、それに関しては、今後も地区の皆さんと協議をしながら。今回の地震に関しても、多分またそのことを考えるきっかけになったのではないかというふうに思っています。

それも含めて、来年度以降、また地域と話をしながら、整備について考えていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

いろいろと考えるすべが町民のためになるような、前向きに進まれることを希望しております。

この津波対策等については、早や震災からで11年。10年過ぎまして、津波が起きるあの状況を専門家の学者からの視点で、20年、30年先には何割の形で津波が起きると。地震が起きるといようなことを言われて、早や10年。それから、これから先まだ10年のうちに、来る確率がだんだんと、7割、8割ということで高くなっていると思いますが、我々は10年すると、早やここにおられる皆さん方も、もう退職されてどこにおるか分からんという状況になります。私どもも同じでございます。あと10年するとこの世にはおらないことが多いと思いますので、今、与えられた使命、行政としてやるべきこと、それから我々議員が使命として皆さんにアタックすること、これが大事であるかと思っています。今、私がここにこうしておられるのも、自分に与えられた人生の中の一コマでございますので一生懸命やらせていただいておりますけれど、皆さんも、10年以内のこと考えて、まず、10年以内に何をすべきかいうことは大事であります。

私は質問の中で、今回も前向きに考えていただけるわけですけど、やはり何年も先じゃあ駄目なんで、計画的な日程、期間、こういうものはぜひ頭に置きながら、やっていただきたいと思います。皆さんが、この同じメンバーの、同じレベルの考え方で進んでいるときはええわけですけど、日々人間は変わってきますので、ぜひ、最初の原点。東日本大震災が起こったときの原点を見据え

て、考えていつていただきたい。

それから、まあ後の質問になりますので、今はそれぐらいにしておきますけれど、今後の考え方も、ぜひ皆さんと前向きにやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、2番目の、船舶の安全対策と補償策はないか、ということでございます。

これも先般、トンガのあの爆発による津波が日本まで押し寄せまして、最初は気象庁も安易に構えておりましたが、後で修正されて津波が来るということになりました。皆さんの気持ちがですね、最初の情報によって随分変化されたことじゃないかと思います。安易に構えておったところが、高知県下でも27隻の船舶が壊れたり沈んだり致しました。この状況は、今後、地震が実際起きて津波が来たときにはもっとひどいことになるなと思いましたので、今回の質問もさせていただいております。

普段、日常的に安心して停泊できる港であればいいわけですけど、なかなかこういう異常事態のときには思わぬことが起きます。で、漁師の皆さんも船舶については、それぞれ保険をかけられてるところはかけてるかも分かりませんし、いや、大したことないから平気だ、というふうに考えられる場合もあります。

そこで、今回の船舶の災害の状況と、それから、ここの皆さんの補償というか、そういう対策はあるのかなのか。

お聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員のカッコ2、船舶の安全対策と補償策はないか、のご質問にお答えします。

令和4年1月15日から16日にかけて、南太平洋トンガ沖で発生した、海底火山の大規模噴火に伴う町内漁港の津波につきましては、後日、佐賀漁港内の目視観測にて、およそ70センチの潮位の上昇を確認したところでございます。

また、漁港施設での津波の被害につきましては、佐賀漁港内において、船外機船1隻の転覆、同じく入野漁港内において、船外機船1隻の転覆が報告をされております。

他の市町村での被害も報告されており、室戸市の佐喜浜港にて、漁船8隻以上の破損、転覆など、現地マスコミ報道も記憶に新しいところです。

ご質問にあります、船舶の安全対策につきましては、現在、黒潮町内の各漁港において、漁協支所別に地震・津波防災マニュアルが策定されており、災害時におきましては、このマニュアルに基づいた運用がなされているところと聞き及んでおります。

しかしながら、今回の津波において実際に被害に遭われた漁業者に対しての補償など、個別での支援策につきましては、現時点では有効な補助メニューがない現状でございます。

今後につきましては、漁協別の防災マニュアルに基づいた、速やかな避難体制の構築や、大切な個人財産でもあります、漁船を守るための船舶保険の積極的な加入の推進、あるいは、漁港内において長期間係留され不用となっている船舶の移動または撤去など、維持管理面での体制も踏まえた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

まあ、もっともな答えだとは思いますが。

いま一つ聞きますのは、まず、港の環境を考えたときに、今の船舶のつなぎ方、それから、船舶のこのかなり厳しいつなぎ方をされてます。いっぱいいっぱい。そういう状況のときに、このような大きな津波が来ると、思わぬ損害とか被害が出るわけです。

考えると、津波のときにはその干満の差、要するに潮の満ち引きがかなり大きくなりますので、これは今そういう状況で、佐賀の港なり入野港なりが、上川口もしかりですけど、大きく潮が引いたときに船舶はどうなるんだろうかという、この実態を考える必要があるがじゃないろうかと思っています。

外国なんかのことも見てみますと、干満差のひどい港とか、河川に泊めてるところがありますけれど、私が感じたのは、今の船をつなぐケイカンですか、輪っかが港に固定されてあるわけですけど。あれがまあ今の我々の常識みたいな形ですけど、外国では浮き桟橋の形を取り入れたポールを立ててですね、船をつないだ管が上下に動く。で、引き潮になっても、底に船が付いたときでも、それが自動的に変わりますので船が倒れない。両方、2 カ所をくくっておるので。いう状況が見えました。で、ああ、こういう方式。浮き桟橋というのは、それぞれ潮に合わせて高さが変わるというような状況でございますので同じような状態だと思いますが、そういう方向性もひとつ考えてみる必要があるのではないかと。

長年、港ができてからずっと漁師の方はそれぞれが工夫して、今の形で停泊してるという状況でありますけれど、もうちょっとこの近代的な時代で、思い切って港にも金も入れて、そのポール状で上下の運動には心配ないですよ。左右も心配ないですよ、というようなことを勉強していく必要があるかなと感じました。

それで、そういうような方向性を考えてみる必要はないですかね。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

先ほど申しました浮き桟橋の関係につきましては、以前、入野漁港で一定の導入につきまして、県ならびに水産庁と協議をした経過はあります。ただ、そのときには基本的にその災害対策ではなく、いわゆる労働力の労働の省力化、そういったところのメインの事業でありまして、導入に関して無理ではないですけどかなりの費用が掛かるということで、現在、計画の方で止まっている状況はあります。

で、先ほど議員が申しました、現在、本町の漁港では、基本的にかなり泊めている船も数が増えて、一定、狭いような形にはなっております。不要な放置船としまして、陸上に上がっている漁船も確認もしているところです。さらには、漁業者の高齢化も相まって、近年は漁業活動を終える漁師の方も増えつつあり、今後ますます、つながったままの不用船や陸揚げされた船が多くなることは予想しております。

町としましては、まずは、漁業後継者の育成を図り、そういった漁船の譲渡などを最優先に考えてはおりますが、維持管理面、そういった災害面でのことも踏まえまして、今後、漁船の廃船時に

おける支援策につきましては、漁協また関係者も含めて制度設計を考えていくような形で、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

この船舶の安全対策というのを考えるときに、我々ちょっと疑問に思うときに、漁民はですね、自らの船舶の安全を常に、昼夜問わず心配されて港に行ってるわけですけど、その津波警報とか注意報が出されたときに、港に近寄るなという指示がありますよね。そうした場合に、漁師の方たちは、自分の判断で自分の船の心配をされるわけで、そこに心配することが起きているのに港に近寄れないというのはちょっと矛盾があるなということは、私は常に感じます。かといって、人命が大事であるので、港に行って要らぬ事件、事故に入らないようにということになると思いますけれど。

ここらあたりの、漁師の船舶に対する安全感をどのように見ておられますか。要するに、避難するかしらないかでも、夕方つないでいった綱が、え、大丈夫かどうかという心配もされるわけですよね。そんなときに、ちょっと行ってみるかということになります。

これは公的に、全体がこうしなさいということとはなかなか難しいと思います。各個人の考えも入ってくるんだろうと思いますけれど、人命の観点から、ひとつお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

実際に、先日の南太平洋トンガ沖で発生した夜間の部分の津波に関しては、監視に行ったところ、佐賀漁港内でも数十名の方が港の付近で自らの船舶を確認したり、あるいは、その潮位の上昇を確認していた状況はあったと聞き及んでおります。

先ほど議員がおっしゃられたことに対して、私の方から、実際には明確な回答にならないかもしれませんが、やはり実際、津波注意報、津波警報が出たときには、まず、やはり人命を守ることが当然最優先されますので、船の場合よりはですね、やはり高台へ避難するということを基本に進めていくべきであろうというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

それで、その補償の絡みの関係も出てきますけれど。

行政は、しっかりと逃げなさいというときに、後で、この間みたいな船舶が流れたとか沈んだとかという話になったときに、どれだけ行政が助けられるかというところをですね、今後考えていかねばならないと感じるわけですけど。

まあ前向きに考えていくということですけど、もう一度、お願い致します。どう補償を、もっと強く。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

高知県に確認したところ、マスコミ報道でありました、被害の大きかった室戸市さんからの直接の要望内容等につきまして、現時点での国や県からの新たな補助等の措置はないものと聞き及んでおります。

今後につきましても、町内関係者からの新たな情報収集も含めて、まあ既存の制度にはなりますが、例えば、廃船あるいは壊れた場合につきましての新船建造への制度資金融資や、また、壊れてしまった船舶、そういった部分の処分費、取り壊しにおける個人負担分への新たな補助制度など、そういった一例について、今後、さまざまな視点より調査を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

課長、ぜひですね、漁民の方とこういう緊急な場合の話し合いをぜひしながら、良き対策を練っていただけますか。

次に移ります。

住民生活の高台移転場所と規模を考える必要があるのではないかと。

その他、佐賀東公園は照明設置の考えはないか、ということであります。

これは、高台移転については、新聞等でも見ても、町の方針が事前復興、こういう考え方で進んでいるようでございます。先の佐賀地区の区長さん方 12 名の方の署名を持って、高台移転についてもかなり重みのある意見が出されております。

私は、やはりこれは地域で生活される方、まあ佐賀なら佐賀、大方なら大方、その方たちの全体の重みがこういうところへ来てるなと思います。で、高台移転についてはなかなかいろんな方策、黒潮町もあの出口の問題もあったし、考えておるわけですけど、ここへ至ってはですね、やはり災害が起きてから考えるよりは災害前に考えた方がよからうということで進んでいるのであると思いますが、ぜひ、実効性のある高台、高台の位置、高台の面積、それから高台に向かうための施設。そういうものをどのように考えていくか、これが大事であろうと思います。

我々の生活は、もしこの黒潮町に被害が、全てが浸かって動けなくなるといったときに高台でどういう生活ができるか、というところまで考えていかねばなりません。そのときに、今は好き嫌いで上がれる人、高台へ要望される人、いや、生活実態が海の近くがいいからということでおる方、それから高齢、それから若者、こういうようないろんな考え方の違いがありますけれど。まずは、この 10 年、20 年という考え方ですので、どれだけ行政が日常生活を高台で過ごせるかというような状況に持っていくのが大切だろうと思います。

それで、どのような規模で、どのような形でやろうとしているのかをお聞きます。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の、地震津波対策について、3 点目、高台移転等のご質問について、通告書にまず従ってお答えしていきたいと思います。

まず、東公園への照明設置につきましては、県とも協議を致しましたが、現在の公園利用状況から公園事業での照明設置はできない、との回答を受けております。

町で照明を設置することにつきましては、県管理の施設であることから、設置する計画は持っておりません。

防災面での町による照明設置につきましても、避難誘導灯の整備を既に行っているため、現状では追加の照明設置を行う予定はありません。

しかしながら、多くの方が避難する東公園における、避難した後の行動等を考慮し、常設の照明に限らず備品としての照明設備も視野に入れ、夜間避難訓練等により有効性を検証した上で検討していきたいと考えております。

なお、東公園は高知県が所有する土佐西南大規模公園施設でございますので、町が自由に整備を作成することはできません。しかしながら、東公園の全体整備につきましては、土地のかさ上げを含め地域からさまざまな要望があることから、これらを整理して、高知県の方へ要望活動をしていきたいと考えております。

それから、高台移転の場所と規模につきましてでございますけれど。これにつきましては12月議会でも答弁をしまいましたが、佐賀地域の将来のあるべき姿を描く中で検討していくことが大切だと考えております。

高知県が今年度中に策定する事前復興まちづくり計画の策定指針を参考にしながら、令和4年度から住民の皆さまとともに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

この、人の命を守ること、人の生活を安心さすこと。これがまあ前提にあるわけですので、津波の問題も国の知識の中で、南海大震災が20年後には、30年後には起こるであろうという結果を出して、我々町民に心配なことを振り掛けてきておるわけで、町民も、そういうことであれば何とかしたいねというのが、この津波大震災の環境整備。こういうことになっているのだと思いますので、ぜひ考え方を、我々の町はこういう形で高台移転する、こういう形で反日常を守る。そういうところ大きな視点で、やっぱり町民に計画を何年間計画で、こういう方向でいく、こういうゾーンを設けて皆さんの安心を守っていく、というようなことを示していかなければならない。このように思っております。

で、これは大きな予算、国の予算も要りますし、それから皆さんの協力も要るわけですけど。生きるすべを将来に見いだすのは、我々も高齢者になって、あと10年で亡くなるかどうかということと、ここにおる者と、これから子どもや孫が育っていく。その子たちがどこで住まうかということの、このゾーンですね、夢のゾーン、生きがいのある場所。こういう所を造る我々には責務があるわけですので、ぜひ、町長以下腰を据えて前向きな形で、町のその図面、こういうものを早く作っていただきたいと思いますが。

町長、もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

気持ち的には、今山崎議員がおっしゃられたとおり、ほんとに同じでございます。

当町の、黒潮町の南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方というのが、今、5 次まで来ておるわけでございます。これは 2012 年から始まっておるわけでございますけど、2035 年までを視野した長期の考え方でございます。その考え方に基づいて、町の方は全ての防災の取り組みをしておるわけでございますけれど、その中にも安全な住宅地の形成というのはしっかりございますので、それを踏まえ、そしてさらに、高知県が示す事前復興まちづくりの計画の策定指針と新たな資料も参考にしながらですね、一生懸命取り組んでいかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

我々がお互いに使命感を出して頑張っていかなければならない大きな視点ですので、よろしくお願いします。

それから、現実、我々の目に見えるところで、今、現状でいきますと東公園のことですけれど。2 メーターかさ上げするとかいうような話ですが、現状は真っ暗い。夜になると暗くなるというような状況です。

そこへいくには、やはり町民の安心感の一つには照明。この照明というものも、設置する必要があると思いますが。

このことについては、具体的にあれば教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

質問の方に最初にありましたので、答弁の方にも少し申し上げましたけれど、重ねて申し上げます。

まず、東公園の所のかさ上げにつきましては、住民の方から、あそこは浸水想定がされてる場所なのでそれ以上にかさ上げしてくれ、という要望があるのは存じております。

それにつきましては、今後、県に対して要望活動をしていかなければならないと考えているところでございます。

そして、もう一つの照明の件でございますけれど。土佐西南大規模公園、東公園も含めて公園施設は県の管理の施設でございます。県の方に照明のことを問い合わせしましたが、県の方は、今のところ整備する予定はないとの回答でございました。

それから町の方も、県の施設ですから、町がそこに照明を新たに町の費用で設置する考えはございません。

それから、避難誘導灯につきましては、避難所に向かう道については既に設置しておりますので、

今のところその計画もございません。

ただ、今後、避難訓練。当町は夜間の避難訓練を11月に全町的にやっておるところでございますけれど、そういうところで問題個所が具体的に出てくれば、対応については検討してまいらなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

いろいろ規制があつてのことで、町長も答弁されてると思いますけれど、これからの高台のその問題にしても、10年の間の、これから先の10年、20年の間の3年目に、震災が来るかも分かん。そうしたときに、中途半端な形で終わるような状況もあります。けれども、そこがある山を切って広場ができたという状況で置かれても、そこへ津波が来たときには避難する状況を考えたら、照明も必ず必要になると思います。

そういうことも考えると、今言う公園の規制。これをクリアできるような、やっぱり国、県に対する要望活動なりをしてですね、地域の方があそこに必要だというのであれば、ぜひ前向きに取り組んでもらいたいと思いますが。

もう一度、その件お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

当然、南海トラフ地震、これからいつ起こるやら分からない状況でございます。その中で、事前復興まちづくり計画を作っていくということでございますけれど。

これは、計画作って、すぐ事業ができるかできないかも分からないことでございますけれど、ただ1つ、無駄にならないというのは間違いないと思ってます。これは、実際被災をすると復興計画を作らなければならない。それを事前に作っておく。それが、将来のその地域のあるべき姿の図面であるというふうなものですので、この作業は決して無駄にはならないと思っております。それが、あるべき姿が住民と共有する中でできれば、その中で課題の急がれるもの。それについてできるだけ早く着手出していく方向ですので、途中で事業が全てできなくても、そのことは決して無駄にならないと考えております。

それから、大規模公園の位置付けでございますけれど。繰り返しになりますけれど、土佐西南大規模公園の施設である東公園につきましては、高知県の所有する資産でございます。県の都市計画に基づいてやられておりますので、町独自でその部分について勝手に計画を変えたり使ったりすることは、まずできません。従いまして、庁舎を建てたり、住宅を建てたり、町が勝手にすることはできない土地でございます。

そういう所でございますけれど、今後、事前復興まちづくり計画を進めていく中、絵を描いていく中で、恐らくあの場所というのは、その町が描く事前復興まちづくり計画の中でも大切なポイントの場所になるんじゃないかとは思っております。

これはどうしてかと申しますと、旧佐賀町で平成13年度に作成した旧佐賀町の都市計画マスター

プランの、これは今後も運用していくわけでございますけれど、その中でもそのようになっておりますので、その関係につきましては、今後、県とよく協議させていただきながら、住民の皆さまのご意見を拾い上げて進めてまいらなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

1 問目の質問がえらい長くなっておりますけれど。

私、最近ですね、ある荒地を自分で根っこを掘るようなことをしておりますけれど、そのときに、高齢になってすぐに息が切れるわけです。

それから、まず荒地というものを見たときに、どこから手を着けていいかわからないときがあり不安でたまりませんでした。そんなときに、私は過去の開拓の方々、世界へ散っていった方、それから国内でも北海道、秋田、そういうようなところで開拓者魂に燃えた方々の精神をですね、感じるときがあるがです。やはり開拓者魂といいますか、英語で言うたらどういいうか、何とかスピリット言うんでしょうか。そういう気迫、気概を持って、一步一步片付けていく。それが、やがては大きな土地を開いて、大きな生活ができて、というような状況になってくるわけですので、今回のこの南海地震津波対策、これもかなり厳しい、いろんな条件があって、町長もやるのが前が見えないときもあるかと思っておりますけれど、ぜひですね、物事は第一歩。隗（かい）より始めよというような言葉もありますけれど、まず自分でやるということが大切であろうと思います。

で、ぜひですね、我々も応援しますので、町長、今後の住民を守るという形での津波地震対策、それから佐賀の区長さんの要望も踏まえて、前向きに取り組んでいただけるかどうかを、もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、この事前復興の絵を描いてそれを実現していくことは、相当なハードルの高いものだと思っております。全国的な事例も全くない状況でございます。

その中で、昨年、佐賀地域の 12 人の区長さんから要望書を頂きました。その中で、一生懸命考えて何ができるか考えたんですけど、とにかく可能性を探ってみますというふうな回答を、そのときにしたところでございます。あらゆる可能性を探りながら、この理想的な事業の目的を定めて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ありがとうございました。

2 番のコロナ対策について、移ります。

コロナ対策については高知県もまん延防止策を決定し、この時点ではまだ決定された期間でした

ので、もう3月6日には防止策も解除されておりますけれど、まだまだかなり、毎日の新聞見えますとかなり厳しい状況です。今後の感染予防対策の方針や考え方をお聞き致します。

コロナになって、世界中がこのコロナ対策で右往左往しながら、人間の生きるすべを予防接種によって勝ち取ろうという状況が見られます。ぜひ力強く、このコロナ対策については進めていただきたいわけでございます。

カッコの1番の書き出しですが、町民の誰もが早く安全な対策を希望している。現状の計画はどんなものか。

優先順位や対策はどうか。いつまでに終わる予定か。また、学生等は対象になるのか、という質問をさせていただいております。

執行部の方で考える範囲で、ご答弁お願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の、コロナ対策に係る現状の計画等についてのご質問にお答え致します。

山崎議員申されましたとおり、県は3月6日をもって、まん延防止等重点措置の適用を解除致しました。しかし、高知県内は、現在も100名から200名規模の感染者が確認されている状況に変わりではなく、正しく不織布マスクを着用することや手指消毒、手洗い、3密の回避、定期的な換気等の基本的な感染防止対策は必須となっております。

町としましても、感染予防に対する周知につきまして告知端末放送にて周知させていただいております、町としてできることを継続して実施しているところでございます。

また、感染防止対策と並行して進めておりますワクチン接種につきましては、2月から3回目の追加接種を開始致しました。

国からは、医療従事者等、高齢者、一般の方の順に接種を進めるよう周知されましたが、全国的な感染拡大状況により、接種に係る情報も日々更新をされております。

町としましては、国や県からの通知を確認しながら、町民のうち接種を希望される皆さんが、より安全に、より早期に接種が進められるよう努めております。

また、全国でも、高齢者施設等でのクラスターがたくさん起きたことにより重症患者が増えたことから、高齢者施設につきましては、2月中にワクチン接種を終了するよう国からの要請もあり、施設側も調整をしました結果、ほとんどの施設が2月末までに終了することができております。

施設以外では、高齢者の皆さま、一般の皆さま、共に接種した順にご案内をさせていただいております、3月、4月を主としてワクチン接種を行い、現在までに接種希望のはがきを送付いただいた方への接種は、4月には終わる見込みでございます。その後は、順次6カ月が経過した皆さまへの接種を進めてまいります。

また、社会機能を維持するための地域を支える職種とされている、ごみ収集やし尿処理の業務に従事されている方、学校教職員、保育所等につきましては、当該職種として自治体が判断した場合は、早期に接種を進めることができますので、集団接種や個別接種につなぎながら、早期に接種ができるよう調整しております。

また、高校を卒業して県外に出られる方たちにつきましては、複数件のご相談をいただいておりますことに伴い、3月19日、3月20日の集団接種の日に希望する方を接種できるように、町とし

て決定を致しました。対象の方たちには別にご案内をし、現在 26 名の方から希望をいただいておりますので、町を離れる前に接種をしていただけることになっております。

町全体としましては、段階を追って接種希望の案内を送らせてもらっていますので、2 回目の接種が完了した後、6 カ月経過したことを確認できましたら、その方たちにもできるだけ早く接種ができるよう、調整をしてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

町としては、段階的にコロナの接種を進めているということですが。

総体的に聞きたいところは、まず、今の段階徐々に、今 3 月。で、4 月、5 月、6 月というふうになっていきますけれど、黒潮町が目指すこの感染予防の接種は 100 パーセント達成する予定ですか。

それとも、このコロナ接種については、体調の関係でできない人、それから考え方としてできない人、いろいろおるわけですので無理強いもなかなか難しいところがあると思いますけれど、この我々の行政の計画によって達成するのは 90 パーセントを望んでいるのか 100 パーセントなのか、そこをお聞きしたいと思います。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

100 パーセントを目指すのかというところですが。やはり、先ほども申しましたとおり、接種を希望する方に対して接種をしていきたいというふうに考えております。

山崎議員申しましたとおり、少なからず体質や基礎疾患等によりワクチン接種ができない方がおられます。その方たちが排除されることがないよう、私たちは戦うべきはウイルスであることを正しく理解することも重要だというふうに考えておりますので、みんなでできることをし、ウイルスと戦っていくというのを目指していきたいというふうに思います。

それと、目指すところですが。やはり、接種を希望される方たちへの接種を 100 パーセントしていく、というふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

当然、行政としては希望される方ということになると思いますけれど。

このコロナ対策というのは、じゃあ感染予防をどこまで見るかということですので、その日常、接種できない方、されない方の感染をどのように抑えていくかということが心配されるところです。

で、通常のその感染予防。マスクをやって接近しないように、あんまり言葉もしゃべらないように、日ごろから自分たちのできることは気を付けましょうというのが、一面にあります。かといって、コロナというものが目に見えるものであればそれでいいわけですけど、これからの町の姿勢

はですね、そういう感染予防の観点からいたら、できるだけどういう体調であれ、どういう気持ちの取り方であれ、こうしないと感染はゼロになりませんよというところの説得力。そういう説得を、どういう機会にどのようにしていくか。

考えがあれば、教えてください。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

こうしないと感染を防げない、というものはないというふうに考えております。

できるだけ感染をしないような対策ということで、基本的な感染防止対策の方を住民の皆さんにもお願いをしております、私たちもそうですけれども、日々感染防止対策を徹底しているというところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

まあ、大変難しいことだと思います。と思いますが、例えば、どう言いますかね、難しいであろうと私は思います。

と思いますが、町民が安心できるためには 100 パーセント黒潮町から感染者が出ない、こういう保証ながですよね。そうした場合に、受けてなければ出る可能性はありますよという考え方を持っていていいわけですかね。受けないとゼロになりませんよ、というような考え方がですかね。

もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

ワクチン接種を受けたとしても、感染する方はおられます。従いまして、受けてないといけないということではございませんけれども、できるだけ、もし感染したとしても発症を防ぐということがいわれておりますので、そういったところでご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、できない人に対してですけれども。やはりできない人、確かにおられますので、周りの人は接種をできる人が接種をして、ワクチン接種をできない方をお守りをするというような視点も大事かというふうに思いますので、住民の皆さま全体で感染を防いでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

1 点お聞きしますけれど。

これはある事例を聞いたわけですが、学生に対する感染対策、予防接種。これを窓口で担当

の方が、そういう学生がよそにおるために地元で受けらしたいと。そういうことで受けたいが、ということで役場に申し入れたときに、何名やればできますよということを聞かれた。で、何名のグループを構えて役場に申請したところが、やはり高齢者から順番です。今できません、というような形で答えられたと聞いております。

こういう窓口での対応と、それから黒潮町の接種の順番と、明確にその時点で教えてあげれば、もうちょっと気持ちも和んだのではないかなと思います。

その役場の方針をこういうスケジュールで出しておるならば、早めに住民にも、こういう状況です。よそによるお子さん、学生さんで心配されよう方も、この時期が過ぎればいつでもできますよというのか。いや、間々で予防接種が余りましたらできますので、1人でも構いません、10人じゃないといけません、というような格好にするのか。そこらをひとつ明快にしておかないと行政不信を招くようなことになりかねませんので、そんな事例があったのかどうか、ひとつ課長にもお聞きしますけれど。

それから、その時点の後の形はこうであったというようなことがあれば、この場で言えれば。言えなければ構いませんけれど。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

山崎議員、今言われましたのは、町を離れる18歳の方たちのことだというふうに思われます。

この件につきましては、先に一部の保護者の方から相談がございました。そのときに、議員が言われるような対応をさせていただいたこともございました。混乱をさせてしまった点は本当に申し訳ございませんでしたけれども、その後、多くの保護者の方から同じような相談を受けまして、町としての方針を持った対応が必要とのことで、先ほど答弁の中でお答えをしましたとおり、3月の19日と3月の20日の2日間で接種できるように致しました。できるだけ、この中で受けていただきたいと考えております。

町としましては、やはりできる限り早期に、安全に、住民の皆さまに接種していただけるよう調整をしまいたいと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

そして、町に住所があるけれどもよそにおられる方も、確かに学生の皆さん、おられると思います。その場合には、係りの方までご相談をいただきたいと思いますというふうに思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

町民との対応はですね、スムーズに、それから適切に、協力していただいてですね、分かりやすいサービスを徹底させてもらいたいと思います。

それから、1点聞きますけれど。

私はあんまり詳しくなかったんですけど、住所所在地以外での接種、それから県外にあるかかりつけ病院での接種は可能ですか、というような問答集があるかですけれど、黒潮町に住所を置か

ない、今さっきの学生なんかですね。よそで住所を持っている場合もあるし、住所を置いたままの方もおると思いますけれど。そういう場合は、いつでも市町村役場へ申し出てくださいと。で、その役場がオーケーならばいつでもできますよ、というような答え方でよろしいですかね。どういう、聞きようこと分かるかね。県外に住みよって黒潮町の方が、いや、もんでやりたいと。いろいろな行事やスケジュールが空いた中で、黒潮町でやりたいという場合はいつでも帰って来なさいよ、という構えでおるのかどうか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

黒潮町に住所がある方で、現在、県外に出られている、また町外におられる方につきましては、帰ってくる日をご相談いただければというふうに思っております。

また、黒潮町に住所がない方につきましては、これまでもですし、これからですが、住所所在地外の届け出がございしますので、そちらの方を役場の方に提出をいただくことになっております。その分も、届け出を出していただいたときに日程等調整をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ありがとうございます。

それで、最終的に、もう一度確認しますけれど。

黒潮町の予防接種は、今年は何月には完了するいうがでしたかね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

現在、申し込みのはがきを受け付けている方たちにつきましては、4 月中に終了するのではないかと考えております。

これまでも、ご質問をいただく中で同様の答弁をさせていただいておりますけれども、集団接種を計画をするには、まずワクチンの確保、そして予診をしてくださる医師、接種してくださる看護師の皆さんに、ご協力をいただく必要がございます。また、集団接種でうちの場合は進めておりますので、接種をする広い場所の確保が必要です。そして、役場の職員がスタッフとなり、全部がそろって初めて接種ができることとなります。

そのため、できるだけ早く終了するためには、1 回の集団接種をする人数を可能な限り増やし、期間を短縮していくよう現在努めておりますので、住民の皆さまのご理解とご協力をお願いしたいというふうに思っております。

また、今後の終了のめどですけれども、接種から6カ月経過した人に3回目の追加接種を現在行

っておりますけれども、今、1回目、2回目の初回接種をしている方もおられます。国の方からは、令和4年9月30日までに終了するように言われておりますので、9月30日までに、希望する方に接種できるよう調整をまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

最後に、もう一点ですけど。

その集団接種に漏れた方というか、希望を出し忘れたとか、それから、役場も希望を出された方だけやりようという感じですので、その出されなかった場合の方よね、漏れの方。そういう方の、拾いという言葉がええかどうか分かりませんが、後押しをどのようにしていくか。ぜひ、漏れておるので接種してくださいということになるのか。役場がそこまでやっていくのか。

そこをお聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

はがきを出し忘れた方につきましては、随時、係りの方にご相談をいただきたいというふうに思っています。

集団接種を実施しているときでしたら集団接種の中に入れさせていただいたり、また、集団接種をするまでの人数に至らない場合には、今後、個別接種の方におつなぎをしていく予定でございますので、そういったところで調整をさせていただきたいというふうに考えております。

また、はがきを出していない方については、町の方から積極的に連絡をさせていただく等はございません。やはり、今現在その追加接種は、2回の接種が完了して6カ月経過した方たちにお送りをさせていただいておりますけれども、ご自身の考え方であったり、また体調の関係であったり、無理ができない部分でございます。やはり、安全性であるとかそういったところ、全てしっかりと理解した上での接種をお願いをしたいというふうに思っておりますので、町から強制することはございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

一つの対策として、町内の方皆さまに、今、予防接種をやっておられますということが100パーセント行き届くように連絡を、調整をお願いしたいと思います。

次に移ります。

3番ですが、心配相談についてということで挙げております。

町民の心配事は、日常の中で必ず起こります。悩むことは、町とともに解決策を見つけることが大事です。

そこで、我々、前にも同じようなことを言うたことがありますけれど、生まれてから死ぬまで、

我々の人生の中では心配事がほとんどになります。日々変化しながらも、環境変化もありますし、経済変化もありますし、心配事ばかりでございますが。そういう中で、そういうことじゃいかんぞということで町も、町の相談室といいますか、無料相談なんかも実施しております。

カッコの1番でございますが、町の無料相談を実施しております。ただ、こういう心配がいろいろ出されておるというところを行政がつかんでですね、日々の行政の施策の中に生かされているのかどうかという、その効果の具合をお聞きしたいと思って出しましたがです。

どのような対応で、どのような処理されているか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは山崎議員の3の1番、無料相談の効果についてお答えをさせていただきます。

現在、黒潮町が行っている心配事や困り事などの無料相談につきましては、地域住民課の人権啓発係が人権、行政、心配事、困り事相談と、弁護士による無料相談を行っています。また、大方佐賀、両町民館においても、生活相談員による相談業務を行っています。

恐らく、議員ご質問の内容は、前段の人権啓発係の相談事業ではないか思いますので、そちらを中心に答えをさせていただきます。

まず、人権、行政、心配事、困り事相談につきましては、大方、佐賀地域を合わせて年間16回程度行っておりまして、行政相談員や人権擁護委員、行政書士の先生方に相談を受けていただいております。その場で解決できる内容につきましては、各委員が知識と経験に基づくアドバイスを行い、解決できない内容については、それぞれの関係機関に引き継ぐようにしております。年間の利用者は、ここ1、2年はコロナの影響で少なくなっておりますけれども、それ以前は20名程度で推移をしておりました。

もう一方の弁護士による無料法律相談につきましては、令和2年までは3カ月に1回、年間4回の実施でしたが、ニーズが多く、予約ですぐにいっぱいになることから、令和3年度からは毎月1回、年間12回に回数を増やして、各月で大方地域と佐賀地域に分けて実施しています。

相談には、四万十市の中村ひまわり法律基金や法テラス中村、四万十法律事務所の弁護士の先生に来ていただいております。1人1回30分以内で、1日4名の方の相談を受けております。回数を増やした後も法律相談は希望者が多く、ほとんどの月が予約でいっぱいになっている状況であります。

議員ご質問の効果につきましては、相談後の経過を検証したデータなどはありませんけれども、無料法律相談を受けられた方につきましては好評を得ておりますので、総じて相談内容については対応できているのではないかと感じております。

なお、心配事、困り事相談につきましては、相談した内容に進展がなかったり、改めて聞きたいことが発生した場合は、同じ内容の相談であっても2回目を行っても構わないようにもしております。

いずれに致しましても、今年度から相談回数を増やしておりますので、相談体制の充実を図りながら、住民の皆さんの心配事の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

この心配事については、私が考えるにいろんなケースがありますので、なかなか心配を相談された方に沿って全てを解決できるというようなことではないと思います。

ただ、その心配を持っている方が、この行政の行うその相談所、こういうところに行くのにやはり構える。構えるというか、ああ、今日はちょっと化粧もして、身構えもちゃんとして行かないくまいかというようなことになると思いますけれど。そういうことでちゅうちょされる。相談に行こうかと思ひよったけど、まあちゃんとして行かないかんと思うとというような、そういう人間の気持ちが出てですね、相談にも行かなかった場合もあるかも分かりません。

相談に来られた方の中身はですね、行政が人権相談なったら何の件、何の件、何の件、それから行政相談になったら何の件、何の件、何の件、ということがあったと。今さっき課長が言われた年間 16 件とかいうような状況が出てくると思いますので、これは年々、台帳として残していってもらいたいと思います。それなにかいうと、そういう事例が 10 年もするとかなり、どういう事例が黒潮町では何割占めてる、どの事例は何パーセントしかない、というような相談の内容まで分かってくると思いますので、今後のその相談の在り方にも役に立つのじゃないかと思います。

それから、相談のできないのは、その一つは距離とか場所とか、こういうことでちゅうちょされる方もおるかも分かりません。この問題は、次のまた問題にも入っていくわけですけど。

できれば、行政は個人情報保護法で、あなたの心配は外に出すことはありませんというようなことで相談を受けるわけですけど、行政の内部としてはそういう相談を大切に考えて、行政の中で、こんなことがいつも心配されてるのかということ判断されて、行政の一つの施策の役に立てることが大事であろうと思いますので。

そこらあたりの、利用すべきところは利用できているのか。そこを、もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

相談する内容によって、その分析ができておるかというような趣旨ではないかと思います。

相談内容は多岐にわたっております。教育であったり、福祉であったり、隣近所のトラブルであったり、いろいろあります。そこについては、相談内容ごとに種別を分けておりますので、それ持って次の対応にしていこうというふうにしております。

当然、聞かれない内容等もあろうかと思いますが、そのことについては別室を構えて個別に聞き取るというようなことも致しておりますので、配慮はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

課長、その行政で利用するという考え方はどうですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

相談の内容がですね、日々の行政運営の中で、例えば問題があるとかいうことに対する相談であれば、町内で共有をして、改善等をしていくということが必要であろうと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

分かりました。

ぜひ、町民の皆さんの安心安全を、安心な気持ちを持てるように対応していただきたいと思います。

それから、こういう相談所は、世間の中ではいろんな部門があるわけですよね。生活相談、経済相談、それから自分の財産問題、それから今言ういじめとか、いろんな問題が出てくるわけですので、そこらを踏まえた形で十二分な対応が取れるようなことにしないとイケない。

それから、相談を受ける方よね。相談を受ける方というのは、我々が指名した方ですよね。その方たちとの連携は、行政はうまく取れてますか。

要するに、相談に来た方、相談を受ける方。この受ける方は人選して選んでおりますので、その人選を受けた方との行政担当者との対応、うまくいってるのかどうかをお聞きます。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

相談を受ける前には、相談内容について事前にお聞きを致しております。

その内容によって、担当する方、アドバイスできる方も事前に協議をして対応しておりますので、その点につきましては、相談を受ける側の体制ということについては、事前に役場内で協議しながら進めておるということであります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

質問が悪いですけど、要するに、相談員さんと行政と担当者ですよね。行政側と連携は取れているのかということを聞いたかったです。

それからもう一点、知らなかったがですけど、相談は予約制。全て予約ですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

無料法律相談につきましては、予約制になっております。

心配事、悩み事相談につきましては、件数がそんなに多くありませんので、飛び入りでも構わないようにしております。ただ、相談内容によっては対応できない場合もありますので、そこについては、飛び込みの場合にはそのときに完結しない場合もあるかと思います。

それと、相談を受ける側との情報交換というか、意思統一ですかね。につきましては、その都度

研修等を行っております。行政相談員さんにしても、人権擁護委員についても研修を行っておりますので、この点については、対応についてはできているというふうに理解しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

時間がなくなりましたので、次に移ります。

町民の心配事はいつでも対応できるという担当が必要ではないか、ということでございますが。

今のこの原点、行政が心配相談を受ける、心配事を受けるという原点はどこにあるのか。本来の目的は何なのかいうところを踏まえて、行政の対応に当たらなければならないと思うわけですけど。

この町民へのサービスということをやっているのか、それとも、法的な根拠があってこの心配事相談を受けているのか。

そこらの行政の姿勢を、まずお聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは山崎議員の3の2番、いつでも対応できる担当窓口についてお答えをさせていただきます。

現在、黒潮町の心配事や悩み事に対する相談窓口は地域住民課の人権啓発係であり、大方、佐賀両町民館でも受付けております。相談内容は、人権に関するものから福祉や教育、DV や苦情相談に至るまで幅広い相談が寄せられており、当事者間同士で解決しなければいけない問題であったり、警察の介入が必要な事案であったり、弁護士などの法律の専門家のアドバイスが必要な案件など、その内容は多岐にわたっております。役場の業務に関する相談の場合は、担当課に取り継ぐ場合もあります。

議員ご質問の、いつでも対応できる担当窓口につきましては、先ほども申しましたとおり当課の人権啓発係になりますが、相談内容が多岐にわたる関係で専門的な対応ができない場合もありますので、役場外の関係する機関とも連携をしながら問題解決に当たっております。

また、相談は無料相談日だけ行っているのではありません。いつでも相談に来ていただいても構いません。ほかの人に聞かれたくない内容であれば、別室を構えて対応させていただく場合などもあります。相談内容が役場内で関する場合は担当課に引き継ぎ、役場外に関するものについては関係機関に取り継ぐ場合などもあります。また、問題が多岐にわたりどこへ相談してよいのか分からない方につきましては、まず役場に電話をしていただくか、直接、本庁か支所の窓口に来ていただければ、窓口において対応させていただくようにしております。

いずれに致しましても、本年度から無料法律相談の回数を増やして相談窓口体制の充実を図っておりますので、今後も住民の皆さんの不安解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

お聞きしますと、なかなか素晴らしい対応であろうと思います。

で、この相談についてはですね、電話でもオーケーということですが、役場に来にくい人。距離的に行きづらい、車がないとかいう方は、もう電話一本でやれると思います。

電話したときとか、個人の心配事は我々にも計り知れないことが多くあるわけですので、役場は全てオーケーですよという形を全面に出して対応していただけるものと、今の答えで感じたわけですから。全てオーケーでよろしいですかね。

それと、一つは、その窓口においでた場合に、今言う行政の考え方、やり方を紙一枚に、こういう相談は、まあ心配事の人生相談はこちら、財政相談はこちら、というような形でフローチャートを作ってますね、本人が来たら、あ、これ見てください、心配事はここここここの連絡取りますのでとか。ほんで、ここへ取ってくださいとかいうことをさっと分けるように、紙一枚の用紙を作っていただいたらどうかと思います。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

役場の窓口にそういうフローチャート的な相談の分かるやつを設置したらどうか、ということではないかと思います。

確かに、有効な手段であるとは思いますが。ただ、どこに、どういうふうな内容を相談してよいのか分からないであるとか、当然、来にくい方もおられるでしょうし。

まずはですね、事前に電話とかをいただいた方が、対応も、役場の方の態勢も整えることができますし、手厚い相談対応ができると思いますので。フローチャートのことも当然、考える一つの手段ではありますが、まずは電話をいただいて、その相談を事前に聞かせてもらってから対応をさせてもらいたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

全国の都道府県、政令指定都市なんかでは、こころの健康電話相談というような窓口があるようです。

で、もう既に電話番号もそういう指定都市では構えておって、いつでも電話してくださいと。心配事に対応できますという。で、対応するための手段として、今言う、どこそこにお聞きしなさいと、どこの窓口へ行ってくださいというようなことが出てくるとは思いますけれど。

私は町民全体にですね、そういう心配事、これはもう誰が生まれても、生まれてから死ぬまでは誰もが同じような心配されるわけですので、心配事相談のそういう関係図を示してあげて、家に 1 枚張っておれば、こういう心配のときはここへ連絡してくださいとかいうことが分かると思いますし、ああ、いつでも役場が対応してくれるなというところを肝に銘じておれば、普段からもっと気持ちも楽になるのではないかと思います。

そういうことで、また役場へ来たときに、ああ、それは住宅のことだったらこちら側、それは何

か人権のことですからここでいいですとか、いろいろ対応もあると思いますけれど。その日のうちに相談事がかなうというケースもあるし、それから、いや、ちょっと待ってください、後日ご連絡させてもらいますと。で、確認してから連絡しますというようなこともあると思いますけれど。まあ、役場へ行くのがおっくうなということがないように、こういうものを整えたらどうかという意見を出しておるわけですけど。

これは昨今、世の中が、虐待、自殺、それから自分の親子、家族の関係が分からない。それから、相続の問題が分からない。いろんな事例があって、そういう中で役場というものがあります。で、役場は法的なバックがあって、相談事に乗ったり、その係であったり、別の係であったりするわけですので、町民が、役場へひとつ通相談したら何でも教えてくれるよというような状況に持っていきたいと私は考えておるわけですので、そういう方向性を考えてみる必要、今のフローチャートもそうですけど。

どうですかね、この私のこの心配事をかなえてくれるのは。

お願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

先ほど、役場の相談窓口は地域住民課の人権啓発係と申しましたが、役場全体も相談窓口であることは間違いありません。当然、相談内容によってはその部署部署に切り替わることもありますし、その当初の窓口は人権啓発係でありますけれども、役場全体が相談対応できる窓口であるというふうに考えております。

それと、役場に行きにくいということも申しましたが、困り事、心配事相談については、役場だけではなくて各地区の集会所等にも出ていってやっておりますので、そのあたりについてはお近くの会場で利用できるようにしておりますので、場所の提供等も今後も考えたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

残り1分になりましたけれど、最後に。

行政の中で一番いかんことは、相談事があったときに、ああ、それはうちの課ではここまでは対応しますが、ここはあちらの課へ行ってください、という振り回しがあるわけですよ。で、うちでは責任持てませんのであちらの課へ行ってください、という状況になるときに横のつながり。課と課の横のつながりが。

議長（小松孝年君）

山崎君、時間ですので。

延長しますか。

9 番（山崎正男君）

延長、ほいたら、できる範囲でお願いします。

議長（小松孝年君）

はい。

10分延長します。

9番（山崎正男君）

すいません、延長になりましたけれど。

まあ要は、役場の横のつながりがしっかりしていないと、おんなじ問題をまた別の課で話しなければならないというような状況がありますので、ここらの観点を庁舎内で連携を取ってもらいたいと思うのですが。

この相談事、心配事については、絶対各課で共有して、いつでも対応しますというようなことになっていないと、今言うコロナの病人が各病院を回って、振り回されて、挙げ句の果てが弱り切ってしまうというようなことじゃあいきませんので。役場へ行ったら親切なね、と言われるようになってほしいと思います。

そういう観点では、組織上はどうかですかね。

お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、住民の方からのさまざまな相談あるときに、決して縦割りで対応しては駄目だと思っておりますので。まして、我々は基礎自治体の範囲ですので、それは各課で連携して取り組むことは、国や県と比べたらやりやすいところだと思っております。

さまざまな要望に対しては、地方自治法第1条2項、住民福祉の向上を基本に据えながら、幅広く連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

ありがとうございます。

私のこの心配事に関する意見が今後もまた出てくるかも分かりませんが、今の町長の対応を聞きまして安心しております。

ぜひですね、町民が何も困らない、役場へ一本電話入れたら全部連絡も取ってくれて、私が行ったときには全部ちゃんとお話を聞いてくれたと。こういう優しい役場になってほしいと思いますので、よろしくお願い致します。

延長までして申し訳ありませんでした。

これで質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、13時40分まで休憩します。

休 憩 12時 10分

再 開 13時 40分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小永正裕君。

12 番（小永正裕君）

一般質問をこれから始めます。

1 番の、行政代執行についてを問います。

カッコ 1、本町で行政代執行を実施したことはありますか。あれば、その状況を教えてください。
よろしく。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小永議員の、本町で行政代執行を実施したことはあるかについてのご質問にお答え致します。

行政代執行とは、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、行政庁が各種法律に基づいた手続きの下、執行するもので、過去の実施状況について調査しましたが、本町が実施主体となって代執行した事例はございませんでした。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

実施したことはないということらしいので、2 番の、現在の本町の状況を見て、それを必要とする状況にあるか、ないか。

あるとすれば、どのような件で必要としているか。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小永議員の、行政代執行を必要とする状況にあるかについてのご質問にお答え致します。

行政代執行に関する法律等は、先の質問でも少し回答しましたが、行政代執行法の定めにより、建築物等の所持に関する場合は建築基準法、また、土地等の物件などの移転の代行などによる執行は土地収用法、空き家やその敷地の環境保全などにおいて執行する場合は、空き家等対策の推進に関する特別措置法等を適用しているなど、その法律は多岐にわたり、事象の案件ごとにこれら法律の手順に沿って、国や県、市町村などの行政庁により執行されるものです。

これらの執行の判断としては、該当する法の定めにより、必要な改善措置等を物件所有者などの義務者に命じ、その命ぜられた措置をその義務者が履行しない場合で、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反する、と認められる場合の最終手段として執行するものです。

議員質問の、行政代執行を必要とする状況にあるかということにつきましては、本町では現時点ではこれらの案件に相当する案件ではなく、行政代執行を必要とする状況にはなっておりません。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

町の方は、まだ行政代執行をする必要は認めてないと。そういう状況じゃないというふうなご答弁ですが。

もし、地域住民が、このままではちょっと危険を伴うとか、何とか改善してもらいたいとかいうふうな要望を町の方に持ち上げていけば、それを確認して、公的に必要なものであると判断すれば、代執行を町として行使するというふうなことは考えられますか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小永議員の再質問にお答え致します。

先ほど申しました、行政代執行法第2条についてで、まず、その内容にとって、今、先ほども申しましたけれども、他の手段によってその履行を確保することが困難で、また、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められる、というところが大事なことだと思います。

今までの状況として、いろいろな迷惑施設とか事案は多少なりあったこととは思いますが、それはもういわゆる自発的な行政指導など、住民などの折衝の中で解決してきたことだと思いますし、今から第一に、即座に行政代執行というようなことは今のところ考えてはいませんが、そういう事案があった場合にはその情報を基に調査を行って、また、それらがまた住民との、その所有者等との折衝によって解決できる、その解決案については十分考えて対応をした上で、いわゆるもうどうしてもその影響が大きくて、なおかつ、改善がその方法しかない。壊すとか、改善が方向しかないっていう最終手段となるということは、今のところは想定してませんが、もし事案がそういうことになればやむを得ないということにはなろうかと思いますがけれども、現状では、そういう事案にはなっていないということです。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

小永君、今のは2番でよかったですかね。

12 番（小永正裕君）

2番と3番と一緒にってますね。

議長（小松孝年君）

3番でいってええですか。

12 番（小永正裕君）

構いません。

あんまりその必要性は感じてないということになると思いますけども。

マスコミ、特にテレビとかそういうのでよく報道されてるのが、ごみ屋敷とか言われて、近所に大変迷惑掛けてるというふうなことが、私も何年前かにテレビか何かで何回か見たことがありますけども。あと、ネットで調べてみますと、空き家とか、それから老朽化した家屋とかホテルとか、

処理するのに何億円も掛かるとかいうふうな、そういうものまであるようでございますけども。

田舎のこちらの方はちょっと事情が違って、そんなものも、まああるかも分かりませんが。

私の知り合いの人とか身近な人の話を聞いたりしますと、空き家になっておっただけですね、その庭か何かに木を植えられた方がおられて、それが大木に育って、それがその隣近所の敷地の中へどんどん枝を伸ばしてですね、大変迷惑が掛かっておるとか。そういう方、私らにも、その息子さんなんかがおられたことは分かりますけども、もうこちらに住んでなくて、都会の方に転出してですね、家もそのまま留守のところがあって、ご両親はもうお亡くなりになって後の始末が何ともならない、いうところがあるわけですね。

それと、ご子息は残っておられるけれども、それこそ大木になって、それこそ隣近所の家に邪魔になって。それで、おとしの秋前でしたか強風が吹いたことがあって、そのときに大きな枝が折れてですね、その隣の家の息子さんが止めてあった車に折れた枝が落ちて、自動車に傷が付いたというふうなことがあったわけです。

私は一応区長をやりましたんで、私のところへ言ってこられて、ご子息が残っておられますがそこへ話しに行っても、事情を言うとか全く話にはならない。交渉事にもなりません。聞く耳も持っていないというふうなことがあったり。

それと、2メートル以上の高さのブロック塀があって、これ、よそからIターンできた人なんかは一番先に見て驚くんですけど、曲がってるんですよ、そのブロック塀が。これ、南海トラフ地震が来たときにどうなるんですかということで、私のところへよく、心配になりませんかみたいな話をお持ちになって相談に来るわけですけど。それも同一世帯の方ですけども話をして、私も一応その業者さんに頼んで、もし工事するとしたら補助金も出ますんでどのぐらいでできますかみたいなこと、見積もりを取ってもらったことがあるんです。それを話しても、一切、そんなことはかわりなるのは嫌じゃということで、なかなか話にならない。相談にもならないということがあってですね。

隣近所の人なんかも、避難訓練があるたんびにそういう話が毎回出るわけですけども、そういうことはなかなか。

もうこれ以上、地元で言うても交渉が進むような状況にはなりませんので、公の立場でですね、非常に危険を伴うような状況があるので、代執行させてもらいますというふうなことはならないでしょうか。

一応、ご相談ですけど。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

まず、その状況等については、実際、町の方でも確認を相当要すると思います。

いうように、行政代執行というのはほんとに最終手段だと思います。

要するに、本来、その管理者っていうのは民法上でもありますように、所有者なり相続人の権利者が適正に管理することになってますので、第一義としては管理していただくように、我々行政も含めて関係機関等が、もし地域住民がどうしても困って何ともならない状況であればですね、そこでも折衝する必要があると思います。

ただ、その行政代執行を即座にということではなくてですね、やっぱり一定、その状況を厳密に確認して、ほんとに公益上に被害を及ぼす影響が多大であるかということとか、本人の状況とか、その資産の状況とかも含めて、まず調査をさせていただいて、それから、その案件等について本当に重大なこととなればですね、その次の手段に移るといような考え方を持っていて取り組みたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

取り組む用意はあるというふうなご返事でございましたので、4 番にいつてよろしいですか。

（議長から「はい」との発言あり）

もし行うということになればですね、その手順を。難しいことはいろいろあるかも知りませんが、考えておられることと思いますが、どういう手順で行われるか。

もし勉強して分かっておるなら、教えていただきたいです。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小永議員の、行政代執行を行う手順についてのご質問にお答え致します。

現状で本町には、行政代執行として具体的な事案はなく、また、法律上の分野が多岐にわたっていることなどから、一概に、執行の事例を示すのは難しい面がありますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、他の自治体が実施した行政執行の手順を一例として簡単に説明しますと、

空き家等による地域に与える影響が特に著しいという事実が発生した事例で、まず、当該自治体は、実態調査等を行っています。

続いて、空家等の状態の把握等のために現地および所有者調査を行い、その状況をかんがみて、特定空き家等と判定しています。

その後の手順としては、法令に基づいた立入調査とともに所有者への助言または指導を行い、一定期間に状況が改善されない場合に、相当の猶予期限を設けた環境改善等措置を勧告し、理由なく期限までに措置を取らなかった場合に当該措置の命令を行い、なおも措置を執行しない場合に、最終的に行政代執行の実施となっているものです。

これらの手順を実施する間には、数回の使用者との協議や議会への対応協議、当該費用の補正予算の計上や、施工業者の選定や入札など、当初の調査から執行まで相当の期間を要しているものです。

また、これら執行に掛かる費用については、空き家等所有者から回収することとなり、さらに、回収終了までにも相当の期間を要しているものです。

これらの手順につきましては、簡単に言いましたが、全てこの規定等に基づいて行っているもので、仮に本町が行政代執行を実施することとなれば、同等の手続き、これを実施する必要があるものと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

いろいろ、手続きは煩わしいことがあります。

大事なことはですね、最初に自己責任がある、義務がある、いうふうなことをまず認めてもらうことが最も大事なことやないかと思うんですよね。なかなかそういうふうに、素直に認めてくれる人がいないかも分かりません。

どういう手順でやっていくかいうふうなことを、またお聞きしますけども。

素直に、ああ、そうですね、そういう状況なら私どもに責任があります、というふうに素直に分かってくれる人なら構いませんけども、なかなかそうはならないケースも結構あると思いますが。

そういうときには、どういう方法でコンタクトを取るわけですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小永議員の再質問にお答え致します。

どういうふうにアポを取るかっていうことについては、ケースバイケースだとは思いますが、いろいろ町があらゆる情報を基にですね、その該当者へ連絡を取る必要があると思います。

また、仮にその連絡が取れないという場合があつて、仮にその所有者たる権利者っていうか、その義務者が確定できないという場合が仮にあればですね、この代執行のやり方として略式代執行というのがありまして、いわゆる、もうその本人宛てじゃなくて広告をしてですね、その実施について表示して、それで代執行を行うという方法、略式代執行というのもございます。

いずれにしろですね、地域の状況をかながみて、それらの状況改善のためにどうしてもそれが必要となれば、そのやる方法としてはあるのが法に定められているのが現状でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

略式代執行と言われましたけど、これ、割と難しいことがあるんですよ。

名前、言葉が略式ですから簡単にできるものと思うかも知れませんが、逆にトラブルの元になったりする場合があるわけです。これも、よっぽど気を付けて取り掛からないといけないと思いますが。

私がさっき言ったのは、責任があると。自分の責任であるというふうなことになる義務が生じるわけですから、その義務を義務者として自分が、当然そう思われても仕方ありませんというふうなことを認めてもらうことが一番先なんですよ。

そのやりとりですけども、口頭では絶対駄目なんですね。文書のやりとりでもって、義務者であるということをまず認めてもらうことが必要である。

それ以前に、どういう状況で、常識とかけ離れたような状況になって、人に危害を加えるケースが出てきておるかいうふうなことも十分に説明して分かってもらわんといけないわけですけどね。

その文書のやりとりは何回もやっていかんといかんと思いますけども、非常に忍耐の要るような

作業になると思いますけど。

まあ、やるかどうか。一生懸命頑張ってくれるか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

とにかく義務について分かっていたくというのは、言うようにもう何回も文章を送ったりとかですね、それか、電話でやりとりがもしできるものなら、やっぱりこちらの方向性、地域の状況も含めて、やっぱり説得する方向に行かないかと思っています。

いろいろ全国で、これらの代執行のやった事例いうものはいろいろネット等でも調べることができますし、まして、そういう事例もいろいろ読む中では、どうしてもその義務を認めないという人なんかの事例なんかもございます。

もし、そういう事例でうちが執行するようになるとすればですね、参考にはさせていただきますし、今言うたように略式代執行といってもほんとに難しいことです。ほかの事例なんかも見てみますと、やっぱり顧問弁護士等に、その権利のこととか状況は確認して執行に及んで、事務手続きを行っている所が多いです。ほんとにそういう事案になったときには、法的に手順が正しいか。それらのことも含めてですね、弁護士等にも聞かないけませんし、専門家等にも当たってですね、本当に状況を確認した上で、実施をするものであれば、そういう万全な対策を取って行うことになると思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

これからまたいろいろ勉強して、やりとりをどうしたらええかとか、実際に起こったらどうするかというふうなことまで考えて、真剣に対応してもらいたいと思いますが、よろしくお願いします。

それでは、2 番の方に移ります。

2 番の方へいきます。本町で危機にひんする一次産業には強力な支援を必要とすると思いますが、どう思いますか。

（議長から「それ質問事項で、要旨の方を」との発言あり）

1 番の方をやります。

カッコ 1、漁業ですね。カツオ一本釣り漁の佐賀漁港でのカツオ水揚げ量と活餌についてを聞きます。

カッコ 1、これまで 4 年間のカツオ水揚げ量と、その際の取引金額と、各年の水揚げの総額の推移、ならびに活餌の今年度の総取引量の過去 4 年間との推移は、ということです。

12 月に 1 回、こういうことを聞いたことあったと思いますけども、まだ全部じゃなかった。それがなかったんで、もう一回確認したいと思いますんで、よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは小永議員のカッコ1、過去4年間のカツオ水揚げ量、および同じく過去4年間の活餌総取引量の推移は、のご質問にお答えします。

佐賀漁港における過去4年間のカツオの水揚げ量につきましては、平成30年が243トン、令和元年が203トン、令和2年が519トン、令和3年が1,877トンとなっております。

特に、令和3年漁期の佐賀漁港におけるカツオの水揚げ量と金額につきましては、黒潮町活餌供給機能強化対策事業の効果もあり、昨年の3.6倍のおよそ1,877トン、金額にしまして2.2倍のおよそ4.3億円となっております。

また、活餌の総取引量につきましては、漁協に問い合わせたところ、平成30年が4,053杯、令和元年が1,878杯、令和2年が6,223杯、令和3年が1万478杯であります。

一つの要因としましては、高知県近海においてカツオの漁場が形成されたことの影響が非常に大きく、令和3年中につきましては対前年比において168パーセントの増加となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

ほんとにコロナ関係で、もう必要な燃料とかそういうものは全て値上がりして経費は上がってきてますけども、カツオの販売量とか、カツオの販売価格とかいうふうなのがガタ落ちしてるいうふうなことがありますね。

で、令和3年度やったですか、カツオ水揚げ量がすごかったという。これも量が前の年と比べたらずっと多く取れてますけども、これも地元で活餌が用意されておるといことと、その漁場にすぐ行けるということとがちょうどかみ合ってますね、うまくこういう結果が出たと思うんですけど。残念ながら、そのコロナの関係で魚価が減額みたいになったというふうなことはありますけども、量は取れた。そういうことはもう全て、カツオ漁業の組合とか、そういうところにもメリットがずっと出てくると思うんですけども。

このコロナがいつなくなるか分かりませんが、コロナ明けにはこういう活餌を大量に用意して、黒潮牧場へどんどん漁に出掛けることができるというふうなことが続けばですね、大変明るい希望が持てるような漁業に変わってくる可能性も高いわけです。

ただ、これにもう一つ。12月にちょっと言いましたけども、シーズンオフですね。12月の暮れから、次にカツオなんか出る間のすき間ですよ。1月、2月くらい。そういうところが、まあほかの魚種も求めて漁に出るような漁業にある程度変身していけばですね、漁業者の実入りも良くなるんじゃないかというふうな予想もできるわけですけども。

そういう働き掛けとか、そういうのは町としては考えてはもらいませんか。

一応、聞いてみます。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは小永議員の再質問にお答えします。

先ほど、小永議員がおっしゃられたことは、例えば12月にカツオ船が戻ってきます。また、その

後、例えば1月終わりとか2月、3月にかけて出港という形を取ると思うんですが、そういった間に期間を置かず、例えば近海で漁をするとかいう話かとは思われますが。

現時点ではなかなか、その1月、2月、近海でカツオの水揚げもあまり上がっておりません。また、今年度に限っては、かなり現在燃油が高いこともありまして、どちらかといいますと、どこの船も若干その出港をためらうような形があったと聞いております。

今後、また社会情勢は変わってくると思うんですが、水産業全体に言えることなですが、やはりそういった必要経費、燃油等、そういった形の考えをまたまとめて制度設計等、新たに考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

今のシーズンオフの漁というのは、魚種を変えていうふうなことも一つの考え方になっております。

で、県1漁協ではなくてですね、単独、独立した漁協の皆さんは、そういうふうなシーズンオフに出掛けて漁をやっていると。魚種を変えてですね。いうふうな話も聞いておりますが、そういうことももし参考になれば調べていただいて、どういうことかなというふうなことにアドバイスとして出していただくとかいうふうなことをしていただいても結構ではないかと思うわけです。

それから、2番の方に移ります。

活餌の取引上では人間関係の緊密さが必要とされるが、財政上ひっ迫することも考えられる。例えば、九州の大村湾とか、長崎県の佐世保湾とかですね。それから、瀬戸内海の方から、その活餌を送ってもらうわけですね。これは相当な距離になりますし、運んでくる業者さんもリスクを負いますし、それで、地元で世話してくれてる皆さまのリスクにもつながってきます。もし台風で波が荒れて小割がひっくり返ってみたいなのも、ある場合があるかも分かりません。

それで、あるときには海水が汚染されて、数百万の活餌が死亡したというふうなこともちょっと聞いたことがあるわけですけど、大変そのリスクを伴う。まあ言うたら、下請けですよ。便宜を図って遠くまで活餌を買いに行く必要がなくなるというふうなことで、地元の人を中心にやっていただけてます。

何年か前か、地元の漁師さんじゃなくて大きな船が、海洋牧場が何か来て、そこで佐賀の漁港に水揚げしたり活餌を積みに来たりして、大変活気のあるときがあったというふうな話も聞いておりますが、この事業をどんどん進めて、安定的に活餌が手に入るよ。それで漁も、近くにすぐ漁に出れるという状況がちゃんと確立されればですね、それこそ漁協にも漁業者にも大変メリットが多くなると思うんですけど。

これの、さっきの手助けみたいな、支援みたいなことは、まあ各課によって違うかも分かりませんが。飲食店なんかも、コロナの関係でいろんな支援策がありますけども、そういうものは漁業者とかそういうことにはあんまりないんですかね。それとも、特別な支援方法があるんですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは小永議員のカッコ2、活餌事業への全体的な財政支援についてのご質問にお答えします。

黒潮町における活餌事業につきましては、佐賀漁港において、イワシ活餌を安定的に供給するため活餌協議会が運営をしており、事業の設立時より、経営的な収支において極力ゼロに近づけるよう、漁船また経営体に対して活餌事業を行ってまいりました。

このため、一例として、台風または豪雨などにおける災害時において、イワシ活餌のへい死が起り、活餌の財政がひっ迫した場合などにおきましては、いわゆる活餌の現地提供価格を上げる必要がございますが、それを避けるために、黒潮町活餌供給機能対策事業によって予算を補填（ほてん）することにより、価格の安定を図る制度設計の支援策がございます。

こういった事業の補填（ほてん）制度につきましては、令和4年度当初予算案におきましても、佐賀漁港活餌事業補助金としましてその必要額を計上しております。

なお、議員からご質問のありました、コロナウイルス感染症における経済支援対策補助金関連での予算の充当や、あるいは、ふるさと納税などを活用した財源の措置につきましては、今後、全体の予算編成過程の中で、必要に応じて個別の検討を行ってまいります予定であります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

佐賀の船頭さんが随分お世話になった方がおられまして、本当に必死になって頑張っていたいただける姿がよく記憶にあるんですけども。

シーズンオフになって、11月の終わってから12月に帰ってきて漁上げになって、それからどうするかというと、必ず神社を回るんですね。関東まで遠いところへ行ったり、四国の神社も随分行ってます。田野浦の飯積山にも行ってますね。いろいろ奉納して、とにかく大漁祈願と、それから漁の安全、それを一番に祈願するというふうなことで、本当に熱心に行っていましたね。

佐賀のカツオ漁というのはほんとに一本釣りですから、今はやりの、国連で言うSDGsいうのと、まあ似たようなものですよ。日本で一番有名なSDGsというのは、椎葉村でできる25年おきに焼畑農業をやって、ソバをまいて、肥料もやらないでそのままソバを収穫して、立派なソバを育てて出すと。で、25年後にまたそこへ移って戻るというふうな、ほんとの縄文時代から続いている農法らしいですからすごいですけど、そういうふうにつながる、佐賀の一本釣り、カツオ漁です。

で、東北の方のほかの魚種の漁をやっておった大型船なんかは、一網打尽に網ですくい上げる漁らしいので大量に1回に取ることはできるみたいですけど、それと比べたら、佐賀の一本釣り漁法というのはほんとの自然型の、SDGsに匹敵する、自然保護にもつながる漁の方法ですから、伝統あるこの漁業法をもうずっと残してもらって、また、広めていってもらいたいというふうには思うわけです。世界中の国が今乱獲になってしまってますね、赤道近くで随分小さなカツオまで取ってしまうというふうなニュースもありますんで、これからますますその国際的な漁業に関して乱獲の問題が問題になると思いますけど、そういう意味では、一本釣り漁法をやってるわが国の漁法が全ての面で先生になれるというふうに、自分も素人ながら思っておるところでございます。ぜひ、残してもらいたいと思います。

それと、次の3番ですか、2番のことと関係致しますが。

その活餌を送ってくれる業者さんと、こちらで受け入れる業者さんとの間のことですけど。ただ金を払えばええと、持ってきてくれるということでは、全くないんですね。これ、こういう人間関

係に関しては、やっぱりアナログです。デジタルみたいに割り切ってはないですね。ほんとにそういう意味ではね、こつこつと地元の業者さんも一生懸命、誠心誠意、相手の業者さんと気心を通じてですね、いろんなリスクを負いながらもあえてここまで、佐賀まで持ってきてくれるというふうなことがずっと続いてますんで、こういうことも大きな信頼関係として、財産として残っていくわけですから。

聞きますと、大きなその活餌屋さんでさえ店を閉じてるところが、最近はお店がなくなったというふうな話も聞きます。これも、コロナの関係でいうふうなことが話聞いておりますけど。いろんな面で今、厳しい面に向かっておるわけですから、何とか、さっきのふるさと納税もですね、最近増えてきたというふうなことでございますので、ぜひとも地元の伝統産業、それから SDGs というふうなものに通じるこういう漁法に対してですね、また、活餌の普及に関して非常にご苦労されてるようですので、ある程度の安全面というものを用意しておいてあげるべきことが必要だと自分では思っておりますんで、これからはちょっとそういう面で考えをいろいろと広げてもらいたいと思います。

ちょっと、答えをしていただきたい。

議長（小松孝年君）

3 番ですよね。さっき 3 番言うたけん。

（小永議員から「うん、3 番」との発言あり）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは小永議員のカッコ 3、活餌協議会の活動を IWK などでは広報できないか、についてのご質問にお答えします。

活餌協議会の運営に当たっては、さまざまな関係者の、日々並々ならぬご努力があることは十分に承知をしているところでございます。

こういった活動につきましては、昨年 11 月にございました、高知県知事が実施されました、再び、濱田がまいりました。におきましてもご紹介させていただくなど、さまざまな機会を通して各報道機関にも周知を行っております。

また、先月 23 日の佐賀漁港からのカツオ船の出航時には、活餌を漁船に満載し、黒潮漁場に出向く様子が、現在、IWK チャンネルにて放映もされております。

当町におきましては、近海沿岸のカツオ一本釣りに対して活餌供給機能強化事業により、水揚げ港としての佐賀漁港の魅力向上を図り、佐賀地区にカツオ一本釣漁船の水揚げ誘致をさらに推進することとしております。

そのような側面からも、関係者の方々の日々の取り組みの状況や、その経済波及効果などを取り上げていただき、町の広報紙への掲載や、各報道関係に PR していくことは大変重要であると認識しており、議員のおっしゃられる町内 IWK のテレビ撮影につきましても、今までと同様に積極的な取り組みを進めてまいります。

今後とも、このような機会を通じまして、さまざまな形で活餌事業をご紹介させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

ありがとうございました。

ほんとにそうなんですよね。3月2日も、餌入れてましたね。あれはCDか何かで焼いたのをこう回して、映ってました。ああいうのはいいんですけど、生きのええ餌がビチビチしてるのを見ると、すかつとしますよね。

それと同時に、さっき言いよった佐賀の伝統漁法ですね。これでどれだけ今まで苦勞してきたか、また命を落とした人がいるか、いうのを私も先ほど言った船頭さんにずうっと聞かされたことがあったんですけど。水辺りに、神社へ行くと何人もがくっ付いておるぞと、神主さんに言われたみたいな話も随分あったんですけど。

今で見ると、気象情報も事前に分かりますし、波がどうなってるか、風がどうか、台風かどうか、みたいなことで分かりますのである程度予報はできますけども。今と違って昔からそういうものを乗り越えてきて、なおかつ命を懸けて残してきたみたいな、そういう言葉で言えないような値打ちがあるわけですね。伝統いうのは、そういうことかも分かりませんが。

そういうものをちらっと一振り県に、ストーリーとして短いのでええですから一緒に混ぜてもらうとかですね、いうふうなことで報道の方に掛けてもらえば、なおかつ効果があるんじゃないかというふうに思います。

私も IWK の方にお願いはしておきますけれども、余分なお金が掛かるかも分かりませんので、契約上のことはもうお任せしますんで、何とかそういう面のご協力の方もやっていただければと思います。よろしくお願いします。

4 番ですね。

これは決まったという高規格道路についてですけども、これは議長から注意がありまして。これは一次産業と書いてあるんで、その一次産業に関することにつながっていかんといかんというふうなことでした。

ただ、私は危機にひんする一次産業と書いておりましてですね、その危機にひんする原因が、自分の考えは、天災で農業が危機にひんしているということとか、それからパンデミックで農業が危機にひんしたとか、あるいは、農業のスキルの問題で危機にひんしているとかいうふうなことではなくてですね、自分が感じるのは人災であるというふうに、自分は考えてるわけです。この人災を取り除かなければ、この危機にひんすることは重しが取れないんじゃないかというふうに思っておりますから、危機にひんすると書いたわけでございます。漁場の場合と危機に対する考え方は違うわけですけど。

都市計画マスタープランの決定で高規格道路建設に影響があったという話を聞いておりますが、高知県が承認した期日はいつになりますか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ4の、都市計画マスタープランの決定に関する承認期日についてのお答えを致します。

旧大方町では、町の総合振興計画を基本に都市計画の視点から、農林漁業施策や関連する施策との連携を図りつつ実現していくための基本方針として、平成14年7月に大方町都市計画マスタープ

ランを定めております。

この中で、当時は事業化がされておりませんでした高規格道路に関しましても、町の将来の都市構造を検討する前提として事業想定を盛り込んだ内容となっておりますが、これに関しては、多くの住民の皆さんのご意見もお聞きをしながら、町が独自に検討も行っていき、計画をまとめたものでございます。

いわゆる市町村都市計画マスタープランと呼ばれるものでございまして、都市計画法では、市町村が定めたものを都道府県知事に通知するということになっておりますので、県における承認等を要するものではございません。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

そうですね。

以前は、都市計画マスタープランを旧大方町で委員会つくって決めても、法的な根拠がなかったんですね。それで、一応できた案を県に持ってって、県の知事が承認するという形で、やっと一人前になれたということになるわけですけど。

私がこれ聞かれたのはですね、私の答弁に答えていただいたのは前町長が答えてくれたので、そのときに、答えの中に高知県が承認したというふうな答弁があったんですよ。ちょっと分かりませんでしてね、私は。

もうこのころは、大方町、まだ合併してなくて、1999 年に地方分権一括法というのがあって、そのときに法的根拠ができたわけです。その後、都市計画マスタープランの策定委員会とか2つ委員会ができてですね、ちょうどこのころは金子繁昌氏が町長であったころの話だと思いますね。平成12、3年、4年くらいのときやったと思いますが。ちょうどね、このころは4市町村、四万十市、西土佐、土佐佐賀、それから大方。この4市町村が、合併でこう持ち回りで会をずっと続けておったときなんです。ちょうどそのころに、多分おなじ会社だと思いますけれども、佐賀町の方も大方町の方も、国際航業という東京に本社のある会社がコンサルか何かで請け負ってですね、ほんでリーダーシップ持ってまとめてくれたというふうに先輩から聞いております。ほんで、国際航業のカツウラさんという方が主になってやってくれたというふうな話でした。

で、このころですね、その後で前町長が私にこういう答弁してくれたのは1998年か9年くらいでしたから、随分後になってからですからね。もう決定権が大方町にあるのに、承認されたと。県で。というふうな答弁があったんで、ちょっと面食らったことがあったんです。なぜ、こんなことになるのか。そう、すんなり認められるはずなんです。大方町で決定したマスタープランがですね、都市計画の。県の承認は要らないはずなんです。今、課長が言われたとおりのことですね。そういうこともあってですね、何かおかしいなと思う気持ちがずっとあった。

で、最初の話から言いますと、初めて私が知ったのは、この高規格道路の法線と工法を聞いてびっくりした。それで、おかしいなあと思うていろいろ調べてみたんですけども、どうも間違い。事務的な間違いか、まあ、何か分からんけど間違ったか。それと、故意に間違ったか。よく分かりませんが。

今のこの期日ですね、このマスタープランが出た。大方のときにできたプランですと、金子町長のときにできたマスタープランですから。このときは、法線が全く違ったと思うんですよ。今、決

まったという道路じゃなかったんです。

その後で、また別の委員会立ち上げて、今の執行部に聞くのは気の毒なかも分かりますけどね、新たに、そのときの旧大方町で作った都市計画マスタープランを破棄して、新しいマスタープランを作ったかどうか。

もし、それを確認したいですけど。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、小永議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

マスタープランにつきましては、平成13年に旧佐賀町、そして、平成14年に旧大方町で作られております。

その後、黒潮町になってからはマスタープランというのは作られてないわけですが、今後の計画については、今のところ、いつ策定するかというふうな予定はまだついておりません。

必要に応じて作らなければならない場合もあるかもしれませんが、今の事業計画の協議の中では、まだマスタープランを何年度に策定するというふうなところでは協議はしておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

平成13年、4年に作られた、金子氏が町長のときに作られたマスタープランがそのまま残ってるということですね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思います。

そして、合併協の協議の中での項目の中で、その2つの旧佐賀町、旧大方のマスタープランを、合併後は運用をしていくというふうになっておりますので、現在はそういう状況でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

5番にいつてよろしいですか。

（議長から「はい」との発言あり）

いろいろなことを要件を考えてみても、山側ルートしかないと見る方々が少なくはありません。

国交省にルート変更を申し上げるべきではないですか、ということです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは小永議員のご質問、高規格道路について山側ルートに変更を、国交省の方に申し上げるべきではないかというご質問についてお答えしていきたいと思います。

これまでの議会の定例会の一般質問におきましても答弁してきましたけれど、これまでの都市計画決定の手続きの内容や評価結果に関しましては、私と致しましては一定の評価をしております。これまでの事業方針は間違っていなかったと思っておりますし、ルート変更を国交省の方へ申し上げることはございません。現計画のとおり事業推進図られますよう、黒潮町と致しましてもできる限りの努力を重ね、高規格道路の早期完成を目指して、引き続き国土交通省へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

先ほどの、平成 13 年のマスタープランに決められたルートと、今の、町長が押し通すというルートが間違っているともうされますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、小永議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

黒潮町においても運用していくという、合併協の中にある平成 14 年の旧大方のマスタープラン、27 ページの表。これ、小永議員が作ってくれた、コピーしてくれた表だと思うんですけど。この表につきましては、前大西町長が平成 30 年の 12 月、2018 年ですね。12 月、小永議員のご質問にもお答えをしておりますけれど、このマスタープランの範囲の中に、この現在の法線が収まっているというふうに答弁しておりますので。

旧大方のマスタープランというのは町が決めたものでございますけれど、そのマスタープランの中でも、現在のルートがこの範囲の中に入っているというふうになっておいて、マスタープランとも決してずれてる状況ではないと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 14 時 47 分

再 開 14 時 49 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

小永君。

12 番（小永正裕君）

今、前町長が言われた範囲内にあると言われておられますが、ちょっとね、このマスタープランを作る前提としてあるんですよね。

まず、インターチェンジを決めると。高規格道路誘致が絶対必要など。絶対必要であるから、そのためには一番先にインターチェンジの場所を決める必要がある、というふうなことが書かれてあるんですよ。

そのインターチェンジを造るエリアというものも決められておる。それが、先ほど配っていただ

きました地図です。ここの中に、大方インターチェンジ誘致エリアとありますよね。この範囲が、こう長丸くありますよね。大用大方線から、それから湊川に通る県道ですね。この横の範囲がこれだけです、東西。

それと、縮まってますけども、インターチェンジのできる可能性のある場所というのが、その狭いところに入ってるんです。分かります。大方インターチェンジができるエリアと書いてありますよね。ここは長丸く書いてありますね。ここはエリアです。

で、今のその、実際このエリアというのはですね、加持のタバタのまだ上の方らしいですから、今のそのあれとは違うんですよね。場所が。今決まったというルートというのはですね、もっとう、今の国道に密着したところを通ってるんですよ。だからインターチェンジを造るエリアとは全く関係ないところを通ってるんです。それを、町長が自分の頭で考えていただきたいということです。現実を見て。

このまちづくりの根本的な前提条件が、インターチェンジを造るエリアをまず一番先に決めるということです。それに沿って、都市計画ができたわけです。マスタープランが。

ほんで、そのときの委員だった人も、まあ現役の人もおられますけども、まだ20年前のことですから、もう亡くなられた方もおられます。で、そのときのこともよく覚えておられる委員の方に聞いたんです。そしたらね、何であんなところ走らなくなった言うんですよ。浮鞭の駅の上のところへ、そこへ15メートルの高さの土を盛って、ずうっと田んぼも何もつぶしていくみたいな話になってますね。そんな話じゃなかったいうんですよ。

そのね、一番先にね、環境アセスメント。これは多分、県が審査すると思いますけども、環境アセスメントに一番先に通ったのが、その山側のルートいうんですよ。

それとですね、私が佐賀でそのマスタープランを作っておった方の話を聞かせてもらったときにはですね、今の中角から旧大方の方へつなぐ道は、そのままほとんど真っ直ぐの道を行っただと。山側を。わしはそれを確認して見てる、というふうなことの話を聞いたことがあったんです。それが、今度決まったというルートを見たときに、前のときの話じゃなかったのに、ずっと佐賀の地区でも海側へずうっと急に曲がって下がってきて、わしんくの山を通るようになっちゃる、言うんですよ。前のときは全然違うところやった、言うんですよ。その大方の委員やった人に聞いても、そうなんです。一番先に環境アセスメントを渡してくれたのは、山側のルートやった言うんですよ。何も邪魔もないんですよ。神社もない、遺跡もない、人家もない、学校もない、病院もないんですよ。今決まったというルート、見てみてください。墓石はいっぱいある、人家もある、ハウスもある、優良農地を7.7ヘクタールつぶす。この7.7ヘクタールというのが、前の農業振興課長のときに優良農地の面識はどのくらいあるかと聞いたときに、優良農地というのは県とか国の補助金も出て、なおかつ自分の土地の持ち分の分け前を出して、土地改良したり、国営農地開いたりしてるわけですね。そういう所が優良農地というふうなことを言いますいうことを、農業振興課長、併せて説明してくれました。

前にも言いましたけども、四国中の、あるいは日本中の道を、高速を走ってですね、これだけ限られた農地をつぶされるところはありますか。どこの首長も、笑って答えてくれますよ。こんな一番大事な財産をですね、通過交通です。もう一本、山側のルートを示してますんで、そちらに変更してもらえば全てが解決します。通過交通で通過する人も、すぐ走りやすい道になる。津波が来ても、波がかからん道になりますよ。50何メートルも掘ってですね、足場を固めて橋脚を造る余分な

お金も掛からんなるわけですよ。国交省にとっても、どれだけええことか。

で、国交相のOBの人に聞いたことあるんです。こういうふうな路線を決めてますけどどう思いますいうて聞いたら、あり得ん、言うんですよ。国交省がやるということ言うことはまずない、という答えですよ。どなたに聞いても。そらあ、お墓があつて、それを全部別のところへ移して、住家もあれして、神社とかそういうところも全部、曲がってもらって逃げてもらわんといかんというふうなルートを、一番先に国交省は嫌うはずですよというふうな、そういう話ですよ。

私が一番先に思ったのは、橋本知事のときに、橋本龍太郎さん、お兄さんが首相になりましたね。そのときに、ひょっとして8の字ルートが早くできるかも分かんと思って、県の高速道路推進課みたいのがありましたんで、そこへ、絶対ここは通してくれるなというふうなことを申し上げていったことあるんです。まあ早咲のところは身近ですから、そのころから、もう立派な葉タバコを一番高い値段で取引されておられましたんで、そこをつぶすことがいかに大きな損失なるかいうことです。そういうことは全国に知られておりますんで、それをつぶすいうことを聞いたときに、ほかの地区の人はびっくりしておられますよ。大月町の人なんかも、随分昔、葉タバコを作っていましたから。

まあ、時間ありませんので、一応それだけ。

(町長から「質問ですか」の発言あり)

質問です。第3のルートいう。それから、全て解決したいということに関して。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

では、小永議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

今回で小永議員、確かこのことに対しては、大西町長、前町長のときに8回、そして私のときになって2回目で、計10回目でございます。

先ほどからお聞きしました小永議員のご意見というのはもう十分聞いておりまして、私もそれなりに資料を見て調べてみました。そしてその結果、先ほど答弁したようなとおりでございますけれど。

私のもともと町の町長での立候補の最上位の公約が、高規格道路早期完成でございます。そういう公約で町長になっておりますので、今のここで小永議員がおっしゃるようなご意見を取り入れて、ルート変更ということはございません。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12番 (小永正裕君)

こういう事実が分かっても、変わらないということですか。考え方は。

優良農地をつぶすいうことが、ちっとも気にならんということなんですかね。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

じゃあ、再質問にお答えしていきたいと思います。

この高規格道路の問題というのは、農業だけで議論する問題じゃないと思ってます。

これは、大西町長のかつての答弁にも出てきますけれど、農業のベネフィットで考えるのはあまりにも乱暴過ぎる、というような答弁をして経過がございすけれど、さまざまな要件を踏まえて判断してこられておると。

しかも、その手続きは法律にのっとって、通常の全国でやられる都市計画決定に至るまでの手順よりもさらに丁寧な手続きが、私はできてると思っております。

そういう経過を経てできたものをですね、ここにきて再度、町の方から違う方法を提示するのはできないと思っております。

もちろん、農業のことが全く気にならないかと言われますと、そうではございません。ただ、このことをもう一度国へ、町長として再度検討してくれということは、私の公約の早期完成を目指すという公約に違反すると思っておりますので、それはできないということです。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

私は、もうやめなさいというわけじゃないんですよ。

3 本目のルートがあるじゃないですか。そっちの方に変更してくださいということは言えませんか、いうことを言ってんですよ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

変更する手続きというのを現実的に考えてみますと、それは早期完成になりませんし、実際、相当困難なことだと思っておりますので、それはするつもりはございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

3,000 名以上の署名が集まって、反対運動が起こってました。これからこういう事実が分かったときに、また反対運動が起きるかも分かりませんよ。

それは、どちらが早くできるか分かりませんよ。反対する山側の方の道は早くできるかも分かりませんよ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問ですね、お答えしていきたいと思います。

これから、実際できるまでにいろんなことがあると思いますね。もちろん、反対されている、主にたばこ耕作者の方。この方たちとも意見交換しておりますし、これからはしていきます。

できるだけ農家の意見は聞きますけれど、この計画変更の要望は、町長としてはするべきではな

いと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

するべきじゃないという理由の、ほんとの意味が分かりませんね。何で農業を助けないのか。ほんとに、危機にひんする一次産業になってるんですよ。

ここの農地を離れて、ほかの農地をいくら頂いても、おなじ品質のものはできないんです。プロがそう言うんです。ここだから、品質のいいものができる。

それと、先ほど言いましたけども、平成 13 年に出来上がったこのマスタープランがですね、このインターチェンジのエリアを通らない以外のものは認めないと。インターチェンジの中に入る、そういうルートじゃないといけないというふうなことを言ってるわけです。大西町長がこのルートがええと決められたのは、それから疎外されてるんですよ。そのときに、このインターチェンジの中に入っていないんですから。山側のルートだけが入ってるんです。

そういう事実があるのに、なおかつこだわるわけですか。

私が間違っていましたら、素直に平謝りしますけど。どうなんでしょう。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思います。

このマスタープランの 27 ページに出てる図、これは旧大方が独自に作ったものでございますよね。それで、その中にインターチェンジのエリアとしてここがいいだろうという、町の見解で書いてる。

そしてもう一つは、全体の道の環境アセスメントの範囲内での、将来描かれる高規格道路の法線の範囲を書いていますよね。その範囲の中には、今のルートは入ってます。それが、議員が言うインターチェンジのエリアに入っていないと。

それはどういうものかという、町の独自に描いた構想が、国の実際進めてきた事業計画と少しずれた可能性はありますけれど、それはあることも仕方ない部分であると思います。必ず、旧大方の町のマスタープランに全てが事業が合うわけじゃないんです。あくまでも、規定の手続きによってルートが決まってきたわけでございますから、それは、全てが旧大方のマスタープランになってないからおかしいんじゃないかというふうなのは、あまり通らないと思ってます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

先ほど言いましたね、あの都市計画のマスタープランは、大方町で完結したんです。国交省が口を出すことじゃないんですよ。

アドバイスはできる。けども、そういうことは限られてます。あくまでも、最終的に決定権は大方町にありますから、そこで決めたものを尊重すべきなんです。それが地方分権。1999 年に国が決めたことなんですよ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、続けて再質問にお答えしていきたいと思います。

このマスタープランには、このインターチェンジの部分についてもですね、5項目に分かれていろんなこと書いてますよね。5項目によって、いろんなこと書いてます。

それは、その中には、インターチェンジが山側に造られることに対するデメリットも書いてます。ただ、もう一つは、一方では農地が取られることのデメリットも書いてますね。そういうふうな内容のマスタープランになっておるわけでございますけれど。

このマスタープランにつきまして、黒潮町は運用はするけれど、これはあくまでも旧大方町のマスタープランですので、黒潮町はこれを運用します。運用というのは、全てを同じという意味ではございませんので、新町において検討していくべきだと思ってます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

新町になってもね、引き継ぐんです。佐賀らもそうですよ。大方町の方もそうなんです、基本的には引き継ぐんです。不都合がないから。不都合があるんなら、引き継がなくて構いませんよ。

もう佐賀の議員も言うように、ちゃんと大方と整合性のあるルートを了解してますから。急に佐賀から海の方に曲がったという、今度のルート発表というのはおかしい言うんですよ。勝手に決めたいことやないんですよ。最終決定権が大方町にあるんです。それを、国も尊重するということなんです。地方分権というのはそういう意味なんです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思います。

もちろん尊重はしておりますけれど、全てがそのとおりに、国の事業もそのとおりになるというのは、やはりちょっと無理がある部分もあるんじゃないかと思っております。

国の直轄の事業で高規格道路をやってくるわけでございますから、必ずしも町の意向に沿わない部分も出てくることも多々あるわけでございます。

そして、このマスタープランについては尊重はしてますけれど、あくまでも運用の中であることでございますので。本来、正式に黒潮町のマスタープランを作っていくべき課題も出てくるかもしれませんが、あくまでも運用は運用であると思っております。尊重はしてますよ。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

あのね、最初からおかしいこといっぱいあるんです。

まちづくり課長にも聞いても、事前に地元の人に説明しましたか、これからも説明しますかいうて聞いて、その考えはありません、言うんです。ね、そう言うたよね。ずっとそうなんです。こんな大きな仕事をですね、地元民に説明しないということは、まずないはずなんです。影響が大きい

ですから。農業をやってる人なんか、生活圏を追われるわけですよ。生活できなくなる。大変なことだと思いますよ。

尊重するけど無視するということとは、全く違うんです。議決権があるんですから。最終的な決定権が、大方町に。それを決めたのがマスタープランなんです。国でも、そんなに文句つけられないんですよ。今決まったというルートの方が、はるかにおかしいルートです。墓石とか、住家とか、さっき言いましたけど、そういう所を無理矢理通ってますからね、全然違う道になってます。これは前の、このマスタープラン作るときに捨てたルートなんです。

議長（小松孝年君）

質問は、どういうことですか。

（小永議員と、少しやりとりあり。議長、質問時間を止めておくとも発言あり）

12 番（小永正裕君）

あのマスタープラン作ったときにね、インターチェンジのエリアを通らない道というのは認めないことなんですよ。ルートは。そういうふうなまちづくりの設計をしたわけです。

だから、優良農地も絶対つぶさない。極力つぶさないというふうに書いてるでしょう。5 つの中の1つに。つぶしとるんじゃないか、いっぱい。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

じゃあ、小永議員の質問に答えていくために、マスタープランの27 ページ、先ほど申し上げてますけれど。その部分の、検等の前提という部分を少し読まさせてください。旧大方のマスタープランですね。

四国横断自動車道の建設、ならびに大方インターチェンジの開設は、大方町の現状を維持し発展させていくためには必要不可欠ですと。

一方で、この道路の現状は、これまでの広域圏での取り組みなどにより実現へ向けて大きく前進していますが、その具体的なルートも事業化の時期も確定していません。

従って、本計画を進めるに当たり、大方町の活性化のためには、どうしてもインターチェンジが一日も早く必要であることを明確にするため、町が独自にこの道路のインターチェンジの位置を想定して、これに基づいて計画策定を行うとともに、今後とも公益的な建設促進活動に積極的に参画していくこととしますとして、以下に、先ほど事例を挙げました5 項目なんかが書かれておるわけでございます。

あくまでも、将来できる計画の中の議論に参画するという内容でございますので、必ずしもこれが全て通らない場合もあろうかと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

そんないい加減な理解、しないでください。

何のためにそれ書かれておるかいうと、5 項目書かれてるでしょう。優良農地は極力つぶさない、いうて書いてあるでしょう。その下に。

(町長から「先ほど申しました」との発言あり)

それ、書かれてるでしょう。優良農地。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

では続けて、答弁のために、5項目のその下の部分についても読み上げさせていただきますね。

本計画では次のことから、入野地区の周辺、県道大用大方線、町道湊川線に近接した場所に、大方インターチェンジを誘導するものと仮定しですね、諸検討を進めます。

1 つ目が、都市計画道路湊川中村線、環境影響評価、いわゆる環境アセスメント方法に、候補書に基づいて、これは高知県が作ったものでございますけれど、そこに記載されている範囲の中で設定します、が1点目です。

2 点目に、大方町にとっては、できるだけ中心地となる入野地区に近い方が、種々な活動促進にメリットが大きいと考えます。

3 点目に、あまりに山の中にインターチェンジが造られると、進入道路などの工事費が高くなるし、豊かな自然を不用意に損失することになります。

4 点目に、国道や県道などの幹線道路に近隣した位置にインターチェンジを想定します。

そして5番目に、農地造成がなされた優良農地は極力避けて、インターチェンジの位置を想定します。

この5項目です。

確かに、5項目目には書かれてます。

ただ、これは町のマスタープランとして課題整理したものでございますので、繰り返して申しませうけど、全てがなかなかこのとおりにならない部分もあることも致し方ない部分もあろうかと思えます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12 番 (小永正裕君)

あなた、地方自治体の長ですよ。地方分権いうものはどれだけ重いものかということ、よく考えてみてください。

地方分権がなされてなかった部分がいっぱいあったんですよ。それが1999年に、一斉に地方分権を認めようということで認められた法律の中の一つがこれなんです。それが地方自治で完結できる、いうふうなことが地方自治の分権なんですよ。それが認められたということで決めたものが、何でそんな軽いものになるんですか。

国の方もあんまり口は出せないはずなんですよ。出しても限りがあると書いてありますから。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

続けて答弁をしていきたいと思えます。

マスタープランについては、今読んだとおりの部分でございますけれど、地方分権一括法はもち

ろん存じております。地方の自治の責任についても述べておりますけれど。

繰り返しますが、国直轄の事業に対して、町が言える範囲と、言えない範囲もございますので、農地の今回の工事で喪失する7.7ヘクタール。そして、入野、早咲の辺りではその0.9パーセントですね、700平方メートルぐらいだと思うんですけど。そういうふうに、高規格道路を造ると確かにデメリットになる部分も出てきます。そういう部分も総体的に考えて、地方自治体の長として判断していったらいいわけですから。

冒頭に戻りますが、この高規格道路について、農地のことだけ考えて判断するのはあまりにも乱暴であるので、さまざまな角度から高規格道路の早期完成については検討しなければいけない。そういうことを繰り返し、今日で10回目の議会でございますけれど、前町長、そして私も、一生懸命答弁させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

あのね、前の町長が今決まったというルート、これがですね、さっきの大方町の都市計画マスタープランで外されたルートなんです。それを、大西町長が自分の言葉で言ってますよ。3本のルートを示せるけども、2つはわざわざ捨てるために作ったルートじゃ。その、捨てたルートを拾ったんですよ。1つの大事な、ほんとの決まったルートというのは、正規のルートですよ。それと取っ換えたんですよ。

それはなぜかというんですね、私も電話でかかってきて気が付いたと思うんですけど、ある質問をしたときに、缶詰工場、町長掛かりますねと。せっかく雇用も始めて、どうしますか後はと聞いたら、しっかり補償金もらいます、という答えがあったんですよ。

議長（小松孝年君）

あと1分です。

12番（小永正裕君）

それで、その後、私のとにかかった電話がですね、庁舎と同じやね、というんですよ。補助金で建つかよ、そんな話です。

もっとね、町長、自分とこの住民の生活のことを考えてみてください。大変ですよ、ほんとに農家の方。

まあ、何ともしようがないような答えですので、これ以上。

もう時間になりましたので、終わります。

議長（小松孝年君）

これで、小永正裕君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 15時 24分